



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷兼発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則	行財政局給与課	1
訓令甲	神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	福祉局国保年金医療課	12
告示	指定公金事務取扱者の指定	企画調整局企業連携推進課	17
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	18
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	19
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	20
告示	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称等の廃止	行財政局総務課	21
告示	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称等	行財政局総務課	22
告示	街区の区域の変更(垂水区美山台3丁目13街区)	地域協働局住民課	23
告示	放置自転車等の撤去及び保管についての告示	建設局東部建設事務所	26
告示	放置自転車等の撤去及び保管についての告示	建設局西建設事務所	29
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道有瀬第5号線)	建設局道路管理課	31
公告	苔谷公園体育館 令和6年12月28日 臨時休館	建設局公園部管理課	32
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(アカデミアタウンD. C. 建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	33
公告	令和6年度行政機関等匿名加工情報の提供制度に係る提案募集	市長室市民情報サービス課	34
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	38
公告	開発許可に関する工事の完了(西区押部谷町ほか)	都市局都市計画課	39
水道局	神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	40
水道局	神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	45
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の休止	水道局配水課	57
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	58
交通局	神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	59
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	70
人事委員会	神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則及び初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	71

労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月9日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第28号

労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 労務職員の給与等に関する規則(昭和31年7月規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第2 労務職給料表(第3条関係)							別表第2 労務職給料表(第3条関係)						
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	172,400	176,500	229,500	260,500	275,600		1	151,000	155,100	210,300	246,100	262,400
	2	173,500	177,600	231,600	262,300	277,400		2	152,100	156,200	212,400	247,900	264,200
	3	174,600	178,700	233,700	264,100	279,200		3	153,200	157,300	214,500	249,700	266,000
	4	175,700	179,800	235,800	265,900	281,000		4	154,300	158,400	216,600	251,500	267,800
	5	176,700	180,800	237,700	267,500	282,900		5	155,300	159,400	218,500	253,200	269,700
	6	177,800	181,900	239,500	269,200	284,700		6	156,400	160,500	220,300	254,900	271,500
	7	178,900	183,000	241,300	270,900	286,600		7	157,500	161,600	222,100	256,600	273,400
	8	180,000	184,100	243,100	272,500	288,500		8	158,600	162,700	223,900	258,300	275,300
	9	181,000	185,100	244,900	274,100	290,400		9	159,600	163,700	225,700	259,900	277,200
	10	182,100	186,200	245,900	275,500	291,800		10	160,700	164,800	227,200	261,600	279,000
	11	183,200	187,300	246,900	276,800	293,300		11	161,800	165,900	228,600	263,300	280,800
	12	184,300	188,400	248,000	278,100	294,700		12	162,900	167,000	230,000	265,000	282,600
	13	185,300	189,700	249,000	279,500	296,000		13	163,900	168,300	231,400	266,700	284,400
	14	186,400	190,900	250,100	281,000	297,200		14	165,000	169,500	232,900	268,500	285,900
	15	187,500	192,000	251,200	282,400	298,500		15	166,100	170,600	234,400	270,300	287,400
	16	188,600	193,100	252,300	283,700	299,700		16	167,200	171,700	235,900	272,100	288,900
	17	189,700	194,200	253,500	285,100	301,000		17	168,300	172,800	237,400	273,900	290,500
	18	190,900	195,500	254,600	286,500	302,600		18	169,500	174,100	238,900	275,500	292,500
	19	192,000	196,800	255,600	287,800	304,100		19	170,600	175,400	240,300	277,100	294,400
	20	193,100	198,100	256,600	289,100	305,700		20	171,700	176,700	241,700	278,700	296,300
	21	194,200	199,500	257,600	290,300	307,300		21	172,800	178,100	243,000	280,200	298,100
	22	195,500	201,200	258,700	291,800	308,900		22	174,100	179,500	244,300	282,000	300,000
	23	196,800	203,000	259,800	293,300	310,500		23	175,400	180,900	245,600	283,900	301,800
	24	198,100	204,800	260,900	294,800	312,100		24	176,700	182,300	246,900	285,700	303,600
	25	199,500	206,600	262,100	296,400	313,800		25	178,100	183,800	248,200	287,500	305,500
	26	201,200	208,600	263,400	297,900	315,500		26	179,500	185,400	249,600	289,200	307,500
	27	203,000	210,600	264,800	299,400	317,200		27	180,900	187,000	251,000	290,900	309,400
	28	204,800	212,600	266,100	300,900	318,800		28	182,300	188,600	252,400	292,600	311,300
	29	206,600	214,600	267,400	302,500	320,500		29	183,800	190,200	253,700	294,400	313,200
	30	208,600	216,600	268,700	303,900	322,000		30	185,400	191,800	255,300	296,100	315,000
	31	210,600	218,500	269,900	305,200	323,500		31	187,000	193,400	256,900	297,800	316,800
	32	212,600	220,500	271,100	306,600	325,000		32	188,600	195,000	258,500	299,400	318,600
	33	214,600	222,500	272,200	308,000	326,600		33	190,200	196,500	259,900	301,100	320,400
	34	216,600	224,000	273,500	309,400	327,900		34	191,800	198,200	261,600	302,800	321,900
	35	218,500	225,300	274,800	310,800	329,200		35	193,400	199,600	263,300	304,400	323,400
	36	220,500	226,600	276,100	312,200	330,500		36	195,000	201,000	265,000	306,000	325,000
	37	222,500	227,800	277,400	313,800	331,800		37	196,500	202,400	266,500	307,800	326,600
	38	223,900	228,800	278,800	315,300	333,100		38	198,000	203,900	268,300	309,600	328,100
	39	225,200	229,800	280,100	316,800	334,400		39	199,500	205,400	269,900	311,300	329,700
	40	226,500	230,800	281,400	318,300	335,700		40	201,000	206,900	271,500	313,000	331,300
	41	227,800	231,900	282,600	319,700	337,000		41	202,400	208,400	273,100	314,700	332,900
	42	228,800	233,400	283,900	321,100	338,700		42	203,900	210,300	274,600	316,400	334,600
	43	229,800	234,900	285,200	322,500	340,400		43	205,400	212,200	276,200	318,100	336,300
	44	230,800	236,400	286,600	323,900	342,000		44	206,900	214,100	277,800	319,800	337,900
	45	231,900	237,700	288,000	325,400	343,600		45	208,400	216,000	279,400	321,400	339,500
	46	232,500	239,000	289,400	326,900	345,000		46	209,400	217,600	281,100	323,000	340,900
	47	233,100	240,200	290,800	328,400	346,200		47	210,400	219,100	282,800	324,500	342,200
	48	233,700	241,300	292,200	329,900	347,500		48	211,400	220,600	284,400	326,000	343,500
	49	234,300	242,400	293,600	331,400	348,800		49	212,300	222,100	286,100	327,500	344,800
	50	234,600	243,200	295,000	333,000	350,200		50	213,000	223,400	287,800	329,100	346,200
51	234,900	244,000	296,600	334,400	351,500	51	213,700	224,800	289,500	330,500	347,500		

52	235,200	244,700	298,000	335,800	352,900
53	235,400	245,500	299,400	337,300	354,200
54	235,800	246,400	300,700	338,500	355,400
55	236,200	247,300	302,100	339,700	356,600
56	236,600	248,200	303,500	340,900	357,700
57	237,100	249,200	304,900	342,000	358,700
58	237,200	250,500	306,400	343,200	359,500
59	237,400	251,700	307,800	344,300	360,300
60	237,600	252,900	309,200	345,400	361,100
61	237,800	254,000	310,500	346,500	361,800
62	237,900	255,200	311,900	347,300	362,500
63	238,100	256,500	313,300	348,000	363,200
64	238,200	257,800	314,600	348,700	363,900
65	238,300	259,100	316,000	349,400	364,500
66	238,500	260,200	317,500	349,900	365,000
67	238,700	261,400	318,900	350,400	365,500
68	238,800	262,500	320,300	350,900	366,000
69	239,000	263,700	321,800	351,400	366,500
70	239,300	264,800	323,300	351,800	366,900
71	239,600	266,000	324,800	352,100	367,400
72	239,900	267,200	326,300	352,500	367,800
73	240,100	268,300	327,600	352,900	368,300
74	240,400	269,500	328,900	353,200	368,800
75	240,700	270,800	330,200	353,600	369,300
76	241,000	272,100	331,600	354,000	369,800
77	241,400	273,200	333,000	354,300	370,200
78	241,800	274,400	333,600	354,700	370,700
79	242,100	275,600	334,200	355,100	371,200
80	242,400	276,900	334,700	355,400	371,600
81	242,700	278,100	335,200	355,700	372,000
82	243,100	279,200	335,700	356,000	372,500
83	243,400	280,400	336,200	356,300	372,900
84	243,800	281,600	336,600	356,600	373,300
85	244,100	282,700	337,000	356,900	373,700
86	244,400	283,900	337,400	357,200	374,000
87	244,700	285,100	337,800	357,500	374,300
88	245,000	286,100	338,200	357,700	374,500
89	245,200	287,200	338,500	357,900	374,800
90	245,400	288,400	338,800	358,200	375,100
91	245,600	289,500	339,100	358,400	375,400
92	245,800	290,600	339,400	358,600	375,600
93	246,000	291,600	339,600	358,800	375,800
94	246,200	292,600	339,800	359,000	376,100
95	246,500	293,500	340,000	359,200	376,300
96	246,700	294,500	340,200	359,400	376,500
97	247,000	295,500	340,400	359,600	376,700
98	247,400	296,500		359,800	377,000
99	247,700	297,500		360,000	377,200
100	248,000	298,400		360,200	377,400
101	248,300	299,200		360,300	377,600
102	248,600	300,100		360,500	377,800
103	248,900	301,000		360,700	378,000
104	249,200	301,900		360,900	378,200
105	249,500	302,800		361,000	378,400
106		303,600		361,200	378,600
107		304,400		361,400	378,800
108		305,000		361,500	379,000
109		305,700		361,600	379,100

52	214,400	226,200	291,100	331,900	348,900
53	215,000	227,700	292,800	333,400	350,200
54	215,900	229,100	294,400	334,600	351,400
55	216,800	230,500	296,000	335,800	352,600
56	217,700	231,900	297,600	337,000	353,700
57	218,600	233,600	299,200	338,100	354,700
58	219,300	235,200	300,900	339,300	355,500
59	220,100	236,800	302,600	340,400	356,300
60	220,900	238,400	304,200	341,500	357,100
61	221,700	239,800	305,800	342,600	357,800
62	222,400	241,200	307,500	343,400	358,500
63	223,100	242,600	309,100	344,100	359,200
64	223,800	244,000	310,700	344,800	359,900
65	224,500	245,400	312,200	345,500	360,500
66	225,100	246,600	313,700	346,000	361,000
67	225,700	247,800	315,100	346,500	361,500
68	226,300	249,000	316,500	347,000	362,000
69	227,000	250,200	318,000	347,500	362,500
70	227,500	251,700	319,500	347,900	363,000
71	228,000	253,300	321,000	348,200	363,500
72	228,500	254,900	322,500	348,600	364,000
73	228,900	256,400	323,800	349,000	364,500
74	229,300	257,900	325,100	349,400	365,000
75	229,800	259,500	326,400	349,800	365,500
76	230,300	261,100	327,800	350,200	366,000
77	230,800	262,700	329,200	350,500	366,400
78	231,400	264,300	329,800	350,900	366,900
79	231,900	265,900	330,400	351,300	367,400
80	232,500	267,500	330,900	351,600	367,800
81	233,000	269,000	331,400	351,900	368,200
82	233,500	270,400	331,900	352,200	368,700
83	234,000	271,800	332,400	352,500	369,100
84	234,600	273,200	332,800	352,800	369,500
85	235,100	274,600	333,200	353,100	369,900
86	235,400	276,000	333,600	353,400	370,200
87	235,800	277,400	334,000	353,700	370,500
88	236,200	278,600	334,400	353,900	370,700
89	236,600	280,000	334,700	354,100	371,000
90	236,900	281,400	335,000	354,400	371,300
91	237,200	282,800	335,300	354,600	371,600
92	237,500	284,100	335,600	354,800	371,800
93	237,800	285,400	335,800	355,000	372,000
94	238,200	286,700	336,000	355,200	372,300
95	238,500	287,900	336,200	355,400	372,500
96	238,700	289,100	336,400	355,600	372,700
97	239,000	290,300	336,600	355,800	372,900
98	239,400	291,400		356,000	373,200
99	239,700	292,600		356,200	373,400
100	240,000	293,800		356,400	373,600
101	240,300	295,000		356,500	373,800
102	240,600	296,200		356,700	374,000
103	240,900	297,300		356,900	374,200
104	241,200	298,300		357,100	374,400
105	241,500	299,400		357,200	374,600
106		300,200		357,400	374,800
107		301,000		357,600	375,000
108		301,700		357,700	375,200
109		302,400		357,800	375,300

	110		306,300		361,800	379,300
	111		306,900		361,900	379,500
	112		307,300		362,000	379,600
	113		307,800		362,100	379,700
	114		308,300		362,300	
	115		308,700		362,400	
	116		309,100		362,500	
	117		309,600		362,600	
	118		310,100			
	119		310,600			
	120		311,000			
	121		311,300			
	122		311,600			
	123		312,000			
	124		312,400			
	125		312,800			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		187,600	210,400	257,300	290,900	308,200

	110		303,000		358,000	375,500
	111		303,600		358,100	375,700
	112		304,000		358,200	375,800
	113		304,500		358,300	375,900
	114		305,000		358,500	
	115		305,400		358,600	
	116		305,800		358,700	
	117		306,300		358,800	
	118		306,800			
	119		307,300			
	120		307,700			
	121		308,000			
	122		308,400			
	123		308,800			
	124		309,200			
	125		309,600			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		184,400	207,200	253,500	287,100	304,400

別表第5 昇格時号給対応表(第4条関係)

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	[略]	5	[略]	[略]
2		5		
3		5		
4		5		
5		5		
6		5		
7		5		
8		5		
9		5		
10		5		
11		5		
12		5		
13		5		
14		5		
15		5		
16		5		
17		5		
18		5		
19		5		
20		5		
21		5		
22		5		
23		5		
24		5		
25		5		
26		5		
27		5		
28		5		
29		5		
30		5		
31		5		
32		5		
33		5		
34		5		
35		5		
36		5		
37		5		
38		5		
39		5		
40		5		
41		5		
42		5		
43		5		
44		5		
45		5		
46		6		
47		7		
48		8		
49		9		
50		10		
51		11		
52		12		
53		13		
54		14		

別表第5 昇格時号給対応表(第4条関係)

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	[略]	1	[略]	[略]
2		1		
3		1		
4		1		
5		1		
6		1		
7		1		
8		1		
9		1		
10		1		
11		1		
12		1		
13		1		
14		1		
15		1		
16		1		
17		1		
18		1		
19		1		
20		1		
21		1		
22		1		
23		1		
24		1		
25		1		
26		1		
27		1		
28		1		
29		1		
30		1		
31		1		
32		1		
33		1		
34		1		
35		1		
36		1		
37		1		
38		1		
39		1		
40		1		
41		1		
42		2		
43		3		
44		4		
45		5		
46		6		
47		7		
48		8		
49		9		
50		10		
51		11		
52		12		
53		13		
54		14		

55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112

15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
65
66
66
66
66
67
67

55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112

15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
65
66
66
66
66
67
67

113	67	113	67
114	68	114	68
115	68	115	68
116	68	116	68
117	69	117	69
118	69	118	69
119	69	119	69
120	70	120	70
121	70	121	70
122	70	122	70
123	71	123	71
124	71	124	71
125	71	125	71

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則(昭和42年2月規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員に関する基準)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、算定基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給し、その額は、算定基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員に関する基準)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、算定基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給し、その額は、算定基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額</p>

に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。	に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。
4～6 [略]	4～6 [略]

第3条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
(パートタイム会計年度任用職員に関する基準)	(パートタイム会計年度任用職員に関する基準)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、算定基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、算定基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
3 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日以前6箇月以内	3 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日以前6箇月以内

<p>の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給し、その額は、算定基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給し、その額は、算定基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
---	---

(職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年3月規則第104号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(災害待機手当)</p> <p>第7条 条例第35条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる勤務に従事する時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1時間以上3時間未満 <u>2,900</u> 円</p> <p>(2) 3時間以上5時間未満 <u>4,450</u> 円</p>	<p>(災害待機手当)</p> <p>第7条 条例第35条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる勤務に従事する時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1時間以上3時間未満 <u>2,800</u> 円</p> <p>(2) 3時間以上5時間未満 <u>4,350</u> 円</p>

(3) 5時間以上7時間未満 <u>6,050</u> 円	(3) 5時間以上7時間未満 <u>5,900</u> 円
(4) 7時間以上 <u>6,800円</u>	(4) 7時間以上 <u>6,600円</u>

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条の規定 令和7年1月1日

(2) 第3条の規定 令和7年4月1日

2 第1条の規定による改正後の労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

3 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）の規定による令和6年12月1日を基準日とする期末手当等の支給を受けない会計年度任用職員の給料及びこれに相当する報酬は、改正後の給与規則の規定にかかわらず、令和6年11月30日までの間は、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与等の内払)

第2条 改正後の給与規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

訓令甲第6号

庁 中 一 般  
 区 役 所  
 事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年12月17日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（部長及び室長の専決事項）</p> <p>第6条 部長（神戸市事務分掌規則に規定する本庁の組織に属する部長に限る。）及び室長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、部長（組織の事務を主管する部長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する</p>	<p style="text-align: center;">（部長及び室長の専決事項）</p> <p>第6条 部長（神戸市事務分掌規則に規定する本庁の組織に属する部長に限る。）及び室長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、部長（組織の事務を主管する部長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する</p>

職員に関することについて、部長及び室長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない部長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

部長及び室長共通専決事項～行財政局税務部長専決事項 [略]

行財政局税務部部長（市税徴収担当）専決事項

(1) [略]

(2) 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療（以下この条及び次条において「国民健康保険等」という。）に係る保険料その他徴収金の滞納処分の停止（神戸市保険年金事務センターにおける届出及び申請の受理、審査、登録、発行、報告その他これらに類するものを除く。）又は不納欠損処分（地方税法第15条の7第5項の規定によるものに限る。）に関すること。

（課長、課内室長及び課内所長の専決事項）

第7条 課長（神戸市事務分掌規則に規定する本庁の組織に属する課長に限る。）、課内室長及び課内所長の

職員に関することについて、部長及び室長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない部長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

部長及び室長共通専決事項～行財政局税務部長専決事項 [略]

行財政局税務部部長（市税徴収担当）専決事項

(1) [略]

(2) 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療（以下この条及び次条において「国民健康保険等」という。）に係る保険料その他徴収金の滞納処分の停止又は不納欠損処分（地方税法第15条の7第5項の規定によるものに限る。）に関すること。

（課長、課内室長及び課内所長の専決事項）

第7条 課長（神戸市事務分掌規則に規定する本庁の組織に属する課長に限る。）、課内室長及び課内所長の

専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関するについて、課長、課内室長及び課内所長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長、課内室長及び課内所長共通  
専決事項～福祉局介護保険課長専  
決事項 [略]

福祉局国保年金医療課長専決事項

(1)～(7) [略]

福祉局国保年金医療課課長（保険  
年金事務センター担当）専決事項

(1) 国民健康保険に係る保険料の賦  
課徴収及びこれに関する資料の調  
査に関すること（神戸市保険年金  
事務センターにおける届出及び申  
請の受理、審査、登録、発行、報  
告その他これらに類するものに限  
る。）。

(2) 国民健康保険に係る保険料その  
他徴収金の減額、減免、徴収猶予

専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関するについて、課長、課内室長及び課内所長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長、課内室長及び課内所長共通  
専決事項～福祉局介護保険課長専  
決事項 [略]

福祉局国保年金医療課長専決事項

(1)～(7) [略]

(いずれも滞納整理に関するものを除く。)、分納誓約、滞納処分  
の停止、還付及び充当に関するこ  
と(神戸市保険年金事務センター  
における届出及び申請の受理、審  
査、登録、発行、報告その他これ  
らに類するものに限る。)。

(区役所等の課長の専決事項)

第12条 区役所及び須磨区役所北須磨支所の課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長(組織の事務を主管する課長を除く。)は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長共通専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

区役所の課長共通専決事項～区役所(北神区役所を除く。)総務部市民課長専決事項 [略]

区役所(北神区役所を除く。)総務部保険年金医療課長専決事項

(1) 国民健康保険に係る保険料の賦課徴収及びこれに関する資料の調

(区役所等の課長の専決事項)

第12条 区役所及び須磨区役所北須磨支所の課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長(組織の事務を主管する課長を除く。)は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長共通専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

区役所の課長共通専決事項～区役所(北神区役所を除く。)総務部市民課長専決事項 [略]

区役所(北神区役所を除く。)総務部保険年金医療課長専決事項

(1) 国民健康保険に係る保険料の賦課徴収及びこれに関する資料の調

査に關すること （福祉局国保年金医療課課長（保険年金事務センター担当）の専決事項に属するものを除く。）（北区役所総務部保険年金医療課長（以下この項において「保険年金医療課長」という。）にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(2) 国民健康保険に係る保険料その他徴収金の減額、減免、徴収猶予（いずれも滞納整理に関するものを除く。）、分納誓約、還付及び充當に關すること （福祉局国保年金医療課課長（保険年金事務センター担当）の専決事項に属するものを除く。）（保険年金医療課長にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

区役所（北神区役所を除く。）保険福祉部保険福祉課長専決事項～須磨区役所北須磨支所生活支援課長専決事項 [略]

査に關すること（北区役所総務部保険年金医療課長（以下この項において「保険年金医療課長」という。）にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

(2) 国民健康保険に係る保険料その他徴収金の減額、減免及び徴収猶予（いずれも滞納整理に関するものを除く。）、分納誓約、還付並びに充當に關すること（保険年金医療課長にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

区役所（北神区役所を除く。）保険福祉部保険福祉課長専決事項～須磨区役所北須磨支所生活支援課長専決事項 [略]

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の神戸市長の権限に属する事務の専決規程の規定は、令和6年10月1日から適用する。

神戸市告示第 451 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月5日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者の指定を受けた者  
東京都中央区京橋2丁目2番1号  
株式会社さとふる
- 2 指定公金事務取扱者に納入させる歳入等  
ふるさと納税寄附金
- 3 指定公金事務取扱者による納付の委託を開始する日  
令和6年12月5日

神戸市告示第460号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年12月17日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
あむKOB E訪問看護 ステーション	神戸市中央区下山手通6丁目3番5号	令和6年3月1日
ルーフ調剤 荒田町薬 局	神戸市兵庫区荒田町4丁目14番2号	令和6年11月1日
なかじま整形外科 手 のクリニック	神戸市東灘区田中町1丁目10番18号	令和6年12月1日
薬局ピグレットファー マシー	神戸市東灘区西岡本1丁目5番11号	令和6年12月1日
マハナ 眼科クリニッ ク 古川医院	神戸市北区谷上東町1番1号	令和6年12月1日

神戸市告示第461号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年12月17日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
洗 鈺添（ハピネス訪問鍼灸マッサージ 灘院）	洗 鈺添	神戸市灘区王子町1丁目1番3号	令和6年12月1日
長尾 樹希（LEBEN鍼灸マッサージ院）	長尾 樹希	兵庫県尼崎市塚口町6丁目43番1号	令和6年11月20日
井垣 公志（ハピネス治療院）	井垣 公志	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和6年11月18日
井垣 公志（ハピネス訪問鍼灸マッサージ 灘院）	井垣 公志	神戸市灘区王子町1丁目1番3号	令和6年11月18日

神戸市告示第462号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年12月17日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
池田診療所	神戸市東灘区森北町2丁目2番3号	令和6年10月4日
みきデンタルクリニック	神戸市中央区三宮町3丁目9番3号	令和6年1月31日
エール薬局荒田町店	神戸市兵庫区荒田町4丁目14番2号	令和6年10月31日
ななーる訪問看護ステーション神戸	神戸市灘区八幡町1丁目9-20506	令和6年12月31日

神戸市告示第463号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法の件（平成19年8月告示第310号）は廃止する。  
この運用は令和7年4月1日からとする。

令和6年12月17日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第464号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。  
この運用は令和7年4月1日からとする。

令和6年12月17日

神戸市長 久元喜造

文書名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名称	様式	書体	
固定資産課税台帳登録事項証明書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方24
固定資産税・都市計画税 課税証明書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方24
市民税・県民税等(所得・課税)証明書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方24
市民税・県民税等(所得・非課税)証明書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方24
市民税・県民税等(回答)	行政機関の長の印	62の2	隸書	方24
納税証明書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方24
軽自動車税(種別割)納税証明書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方24
滞納がないことの証明書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方24

神戸市告示第465号

次のとおり街区の区域を変更するので、神戸市住居表示条例（昭和40年3月条例第25号）第2条の規定により告示する。

令和6年12月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 街区の区域の変更

別図1の垂水区美山台3丁目13街区の区域を別図2に示すとおり変更する。

2 実施する期日

令和6年12月17日

別図1



別図2



神戸市告示第466号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月17日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和6年12月17日 神戸市公報第3890号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 2台	令和6年11月6日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 1台	令和6年11月7日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 18台	令和6年11月14日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	六甲駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	魚崎駅周辺	自転車 1台	令和6年11月14日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	岡本駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	甲南山手駅周辺	自転車 2台	令和6年11月15日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 3台		
	六甲駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪神御影駅周辺	自転車 9台	令和6年11月15日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪急御影駅周辺	自転車 0台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 1台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台			

別表

魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車	4台	令和6年11月20日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺	自転車	1台	令和6年11月21日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	摩耶駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	23台	令和6年11月26日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	J R住吉駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	5台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岡本駅周辺	自転車	4台	令和6年11月27日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	灘区管内	自転車	11台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪神御影駅周辺	自転車	7台	令和6年11月27日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪急御影駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	

神戸市告示第467号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月17日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和6年11月7日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和6年11月21日	
	西神南駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和6年11月21日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 7 台	令和6年11月26日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和6年11月12日	
	伊川谷駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和6年11月12日	

神戸市告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年12月18日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年12月31日まで一般の縦覧に供する。

令和6年12月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	有瀬第5号線	神戸市西区伊川谷町有瀬字栗林573番12地先から 神戸市西区伊川谷町有瀬字栗林573番13地先まで	新	11.20	最大 5.30 最小 4.60
			旧	11.20	最大 4.00 最小 2.80

神戸市公告

神戸市都市公園条例施行規則(昭和33年3月規則第117号)第5条第4項の規定により、  
苔谷公園体育館を、令和6年12月28日(土)に臨時休館します。

令和6年12月17日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和6年12月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称  
アカデミアタウンD. C. 建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市西区学園東町4丁目659番57 他
- 3 縦覧期間  
令和6年12月10日から令和7年1月14日まで
- 4 連絡先  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話(078)595-6555

<様式第 32 号>

神戸市公告

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 111 条の規定に基づき、令和 6 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

令和 6 年 12 月 17 日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 趣旨

神戸市が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 111 条の規定に基づいて、神戸市が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

## 2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、ホームページの「提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧」に掲載しています。

○ 提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧

<https://www.city.kobe.lg.jp/a63551/shise/joho/hogo/failebo/index.html>

### 【参考】

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 1 号）。
- (2) 個人情報ファイルに神戸市情報公開条例の規定による情報公開請求があったとしたならば、次のア又はイのいずれかを行うこととなるもの
  - ア 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を公開する旨の決定をすることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号イ）
  - イ 神戸市情報公開条例の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第 60 条第 3 項第 3 号）。

## 3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第 113 条の規定により、次に掲げるアからカまで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

<様式第 32 号>

- ア 未成年者
  - イ 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - エ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - オ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
  - カ 法人その他の団体であって、その役員のうち上記アからオまでのいずれかに該当する者があるもの
- (注) 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

#### 4 募集期間

令和6年12月23日(月)から令和7年1月22日(水)午後5時30分まで

#### 5 提案の方法

##### (1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類(以下「提案書類」という。)を提出してください。

- ア 提案書 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書
- イ 添付書類
  - (ア) 誓約書(上記3のアからカまでに該当しないことを誓約する書面)
  - (イ) 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面
  - (ウ) 提案をする者の本人確認書類(注1)
  - (エ) その他必要と認める書類
  - (オ) 代理人による提案をする場合は、委任状(代理人の権限を証する書面)

○ 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

<https://www.city.kobe.lg.jp/a63551/shise/joho/hogo/tokumeikako.html>

(注1) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等(提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。)を添付してください。

##### (2) 提案書類の提出方法

持参(注1)又は郵送・信書便(注2)による方法により、提案書類2部を提出して

<様式第 32 号>

ください。

- (注 1) 持参による場合は、募集期間の平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで  
(注 2) 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

(3) 提案書類の提出先

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6 - 5 - 1

神戸市市長室市民情報サービス課

6 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ア 提案者が法第 113 条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと  
イ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて 1,000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること  
ウ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 62 条で定める基準に適合するものであること  
エ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること  
オ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること  
カ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること  
キ 提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に本市の事務に著しい支障を及ぼさないものであること

7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する様式第 40 号「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書 2 通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、様式第 43 号「審査結果通知書」

<様式第 32 号>

に理由を付してその旨を通知します。

## 9 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 本市からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求められることがあります。
- (4) 本市が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は本市に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

## 10 提案に関する連絡先

提案の手續等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

神戸市市長室市民情報サービス課

電 話 : 078-333-3330 (神戸市お問い合わせセンター)

電子メール : [siminjouhou@office.city.kobe.lg.jp](mailto:siminjouhou@office.city.kobe.lg.jp)

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和6年12月17日

神戸市長 久元喜造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所  
信和不動産株式会社 代表取締役 前田 裕幸  
大阪府豊中市大島町二丁目1番29号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先  
株式会社 現代総合設計 岡村 充弘  
大阪府中央区道修町1-7-10 扶桑道修町ビル6階  
06-6201-2015
- 3 景観影響建築行為の概要
  - (1) 所在及び地番 神戸府中央区加納町4丁目10-23、10-24、10-25、10-26、10-31、10-32
  - (2) 敷地面積 約 794平方メートル
  - (3) 建築面積 約 585平方メートル
  - (4) 延べ面積 約8,473平方メートル
  - (5) 高さ 約59.8メートル
  - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
  - (7) 階数 地上18階、地下1階
  - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 市民等に対する説明会の開催日時及び場所  
令和6年12月23日（月）13時30分から  
神戸府中央区三宮町2丁目11-1 センタープラザ西館6階 9号室
- 5 縦覧の期間  
令和6年12月17日から令和7年1月6日まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年12月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区押部谷町木幡字上松原 505 番 1、506 番 1

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町 8 番地 8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 永松 文彦

許可番号

令和6年3月22日 第8174号

（変更許可 令和6年10月17日 第2162号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区伊川谷町有瀬字観音山東 513 番 1

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県高砂市米田町島 2 番地

ヤング開発株式会社

代表取締役 伊藤 勝之

許可番号

令和6年4月12日 第8175号

（変更許可 令和6年11月19日 第2171号）

神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年12月9日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道管理規程第10号

神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部を改正する規程

第1条 神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程（昭和41年12月水道管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>100分の127.5</u>（管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月神戸市水道管理規程第19号）別表の支給区分欄の甲及び乙の適用を受ける職にある者（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>、特定任期付職員（地方公共団体の一般職の</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>100分の122.5</u>（管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月神戸市水道管理規程第19号）別表の支給区分欄の甲及び乙の適用を受ける職にある者（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の102.5</u>、特定任期付職員（地方公共団体の一般職の</p>

任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては100分の235）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（職員として在職した期間をいう。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～12 [略]

（勤勉手当）

第4条 [略]

2 勤勉手当の額は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に企業の経営状況その他の事情を考慮して、算定基礎額に、100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額に管理

任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては100分の225）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（職員として在職した期間をいう。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～12 [略]

（勤勉手当）

第4条 [略]

2 勤勉手当の額は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に企業の経営状況その他の事情を考慮して、算定基礎額に、100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額に管理

<p>者が定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）」とあるのは、「<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>者が定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）」とあるのは、「<u>100分の48.75</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の58.75</u>）」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
--	--

第2条 神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>100分の125</u>（管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月神戸市水道管理規程第19号）別表の支給区分欄の甲及び乙の適用を受ける職にある者</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>100分の127.5</u>（管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月神戸市水道管理規程第19号）別表の支給区分欄の甲及び乙の適用を受ける職にある</p>

(以下「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の105、特定任期付職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)にあつては100分の230)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(職員として在職した期間をいう。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～12 [略]

(勤勉手当)

第4条 [略]

2 勤勉手当の額は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に企業の経営状況その他の事情

(以下「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の107.5、特定任期付職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)にあつては100分の235)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(職員として在職した期間をいう。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～12 [略]

(勤勉手当)

第4条 [略]

2 勤勉手当の額は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に企業の経営状況その他の事情

を考慮して、算定基礎額に、100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額に管理者が定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）」とあるのは、「100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）」とする。

4～6 [略]

を考慮して、算定基礎額に、100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額に管理者が定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）」とあるのは、「100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）」とする。

4～6 [略]

#### 附 則

（施行期日等）

第1条 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の規定は、令和6年12月1日から適用する。

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年12月9日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道管理規程第11号

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程(昭和31年11月水道管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前										
別表第1 企業一般職給料表(第4条関係)										別表第1 企業一般職給料表(第4条関係)										
職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
		給料月額			給料月額	給料月額														
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	185,300	208,300	236,900	273,700	284,600	314,200	370,600	480,600	1	163,900	185,300	217,200	258,600	270,700	306,600	365,600	365,600	475,200	
	2	186,400	210,400	238,700	275,700	286,700	316,900	373,100	484,200	2	165,000	187,000	219,000	260,600	272,800	309,300	368,100	368,100	478,800	
	3	187,500	212,500	240,500	277,700	288,800	319,600	375,600	487,800	3	166,100	188,700	220,800	262,600	274,900	312,000	370,600	370,600	482,400	
	4	188,600	214,600	242,200	279,700	290,900	322,300	378,100	491,300	4	167,200	190,400	222,500	264,600	277,000	314,700	373,100	373,100	485,900	
	5	189,900	216,600	243,900	281,600	292,800	324,900	380,500	494,800	5	168,500	192,000	224,200	266,500	278,900	317,300	375,500	375,500	489,400	
	6	191,300	218,700	245,600	283,500	294,900	327,600	383,700	498,400	6	169,900	193,700	225,900	268,400	281,000	320,000	378,700	378,700	493,000	
	7	192,600	220,800	247,300	285,400	297,000	330,400	386,900	502,000	7	171,200	195,400	227,600	270,300	283,100	322,800	381,900	381,900	496,600	
	8	193,900	222,900	249,100	287,200	299,200	333,200	390,100	505,600	8	172,500	197,100	229,400	272,200	285,300	325,600	385,100	385,100	500,200	
	9	195,000	224,900	250,900	289,100	301,400	335,900	393,300	509,000	9	173,600	198,600	231,200	274,100	287,500	328,300	388,300	388,300	503,600	
	10	196,300	226,600	252,100	290,800	303,100	338,700	396,700	512,600	10	174,900	200,300	232,900	276,100	289,600	331,100	391,700	391,700	507,200	
	11	197,600	228,000	253,400	292,400	304,800	341,500	400,100	516,200	11	176,200	201,900	234,600	278,100	291,600	333,900	395,100	395,100	510,800	
	12	198,900	229,400	254,700	293,900	306,500	344,300	403,500	519,800	12	177,500	203,500	236,200	280,100	293,700	336,700	398,500	398,500	514,400	
	13	200,400	230,800	256,000	295,400	308,000	347,100	406,800	523,100	13	179,000	205,100	237,800	281,900	295,600	339,500	401,800	401,800	517,700	
	14	202,400	232,100	257,300	297,100	309,400	349,900	410,200	526,800	14	180,600	206,900	239,600	283,900	297,400	342,300	405,200	405,200	521,400	
	15	204,400	233,400	258,600	298,700	310,900	352,600	413,600	530,500	15	182,200	208,700	241,400	285,900	299,200	345,000	408,600	408,600	525,100	
	16	206,400	234,700	259,900	300,200	312,400	355,300	417,000	534,200	16	183,800	210,500	243,000	287,900	301,000	347,700	412,000	412,000	528,800	
	17	208,300	236,000	261,300	301,700	313,800	358,000	420,300	537,800	17	185,300	212,100	244,700	289,800	302,700	350,400	415,300	415,300	532,400	
	18	210,400	237,600	262,900	303,200	315,500	360,800	423,800	541,300	18	187,000	214,100	246,600	291,600	304,800	353,200	418,800	418,800	535,900	
	19	212,500	239,200	264,300	304,700	317,200	363,500	427,300	544,800	19	188,700	216,100	248,500	293,400	306,900	355,900	422,300	422,300	539,400	
	20	214,600	240,800	265,900	306,200	319,000	366,200	430,700	548,300	20	190,400	218,100	250,400	295,200	309,000	358,600	425,700	425,700	542,900	
	21	216,600	242,300	267,500	307,800	320,700	368,900	434,100	551,800	21	192,000	220,100	252,300	297,100	311,000	361,300	429,100	429,100	546,400	
	22	218,700	243,600	269,300	309,500	322,500	371,400	437,600	555,200	22	193,700	221,700	254,300	299,200	313,100	364,000	432,600	432,600	549,800	
	23	220,800	244,800	271,100	311,200	324,300	373,900	441,100	558,500	23	195,400	223,300	256,300	301,300	315,100	366,500	436,100	436,100	553,100	
24	222,900	246,000	272,900	313,000	326,100	376,400	444,600	561,800	24	197,100	224,900	258,300	303,300	317,100	369,000	439,600	439,600	556,400		

25	224,900	247,100	274,700	314,700	328,000	378,700	448,000	564,900
26	226,600	248,000	276,400	316,300	329,900	381,000	451,400	567,900
27	228,000	248,900	278,200	318,100	331,900	383,300	454,700	570,800
28	229,400	249,700	279,900	319,900	333,800	385,500	458,000	573,700
29	230,800	250,500	281,700	321,700	335,700	387,600	461,200	576,500
30	232,100	251,600	283,400	323,300	337,500	389,800	464,400	578,400
31	233,400	252,600	285,000	324,900	339,300	391,900	467,500	580,300
32	234,700	253,600	286,600	326,500	341,100	394,000	470,600	582,200
33	236,000	254,600	288,100	328,100	342,800	396,200	473,700	583,900
34	236,500	256,100	289,600	329,800	344,500	398,700	476,700	585,700
35	237,000	257,500	291,200	331,500	346,200	401,100	479,700	587,500
36	237,600	258,900	292,800	333,200	347,800	403,400	482,700	589,300
37	238,200	260,300	294,300	334,900	349,300	405,500	485,700	591,000
38	238,600	261,800	295,700	336,600	350,800	407,500	488,700	592,200
39	239,000	263,400	297,100	338,300	352,300	409,500	491,700	593,400
40	239,400	265,000	298,500	340,000	353,800	411,500	494,600	594,600
41	239,700	266,500	300,000	341,500	355,300	413,500	497,500	595,700
42	240,200	267,800	301,500	343,200	357,100	415,600	499,800	596,900
43	240,700	269,200	302,800	344,800	358,800	417,600	502,100	598,100
44	241,200	270,500	304,300	346,400	360,500	419,500	504,300	599,300
45	241,600	271,800	305,800	348,100	362,300	421,100	506,200	600,400
46	242,000	273,300	307,400	349,600	363,900	423,000	507,700	601,300
47	242,400	274,800	308,900	351,200	365,300	425,000	509,200	602,200
48	242,800	276,300	310,500	352,700	366,800	426,900	510,700	603,100
49	243,100	277,700	312,100	354,200	368,300	428,700	512,100	603,800
50	243,500	279,200	313,700	355,500	369,900	430,400	512,900	604,600
51	244,000	280,800	315,400	356,700	371,400	432,100	513,700	605,400
52	244,400	282,400	317,000	357,900	373,000	433,800	514,500	606,200
53	244,800	283,900	318,600	359,100	374,600	435,500	515,400	607,000
54	245,200	285,500	320,200	360,200	376,000	436,400	516,100	607,800

25	198,600	226,400	260,100	305,200	319,200	371,300	443,000	559,500
26	200,300	227,800	261,900	307,100	321,400	373,900	446,400	562,500
27	201,900	229,300	263,700	309,100	323,600	376,500	449,700	565,400
28	203,500	230,800	265,500	311,100	325,800	379,100	453,000	568,300
29	205,100	232,300	267,300	313,100	327,900	381,500	456,200	571,100
30	206,900	233,900	269,300	315,000	330,000	384,000	459,400	573,000
31	208,700	235,500	271,300	317,000	332,200	386,500	462,500	574,900
32	210,500	237,100	273,300	318,900	334,400	388,900	465,600	576,800
33	212,100	238,700	275,100	320,800	336,200	391,300	468,700	578,500
34	213,000	240,500	277,000	322,800	338,200	393,800	471,700	580,300
35	213,900	242,300	279,000	324,700	340,100	396,200	474,700	582,100
36	214,800	244,000	280,900	326,600	342,000	398,500	477,700	583,900
37	215,800	245,700	282,700	328,500	343,800	400,600	480,700	585,600
38	216,600	247,400	284,500	330,500	345,600	402,600	483,700	586,800
39	217,400	249,100	286,200	332,400	347,400	404,600	486,700	588,000
40	218,200	250,800	288,000	334,300	349,200	406,600	489,600	589,200
41	218,900	252,400	289,800	336,200	350,900	408,600	492,500	590,300
42	219,900	253,800	291,600	338,200	352,700	410,700	494,800	591,500
43	220,900	255,200	293,300	340,100	354,400	412,700	497,100	592,700
44	221,900	256,600	295,000	342,000	356,100	414,600	499,300	593,900
45	222,700	257,900	296,700	343,800	357,900	416,200	501,200	595,000
46	223,700	259,800	298,600	345,400	359,500	418,100	502,700	595,900
47	224,700	261,700	300,400	347,000	361,000	420,100	504,200	596,800
48	225,700	263,600	302,200	348,500	362,500	422,000	505,700	597,700
49	226,600	265,400	304,100	350,000	364,000	423,800	507,100	598,400
50	227,600	267,200	306,000	351,300	365,600	425,500	507,900	599,200
51	228,600	269,100	307,900	352,500	367,100	427,200	508,700	600,000
52	229,600	271,000	309,700	353,700	368,700	428,900	509,500	600,800
53	230,600	273,000	311,600	354,900	370,300	430,600	510,400	601,600
54	231,400	275,000	313,500	356,000	371,700	431,500	511,100	602,400

55	245,600	287,000	321,800	361,200	377,400	437,300	516,800	608,600
56	245,900	288,600	323,400	362,300	378,700	438,100	517,500	609,400
57	246,200	290,200	325,100	363,300	379,900	438,800	518,300	610,200
58	246,700	291,500	326,800	364,500	380,900	439,700	519,000	611,000
59	247,200	292,900	328,400	365,600	381,900	440,500	519,700	611,800
60	247,800	294,200	330,000	366,700	382,900	441,400	520,400	612,600
61	248,300	295,400	331,600	367,800	383,800	442,100	521,000	613,400
62	248,800	296,700	333,100	368,600	384,700	442,800	521,700	
63	249,400	297,900	334,600	369,300	385,600	443,500	522,400	
64	250,000	299,200	336,100	370,000	386,500	444,200	523,100	
65	250,600	300,400	337,600	370,700	387,200	444,900	523,700	
66	251,100	301,900	338,700	371,300	387,800	445,700	524,400	
67	251,600	303,300	339,700	371,900	388,500	446,500	525,100	
68	252,100	304,700	340,700	372,500	389,200	447,300	525,800	
69	252,600	306,100	341,800	373,100	389,800	447,900	526,400	
70	253,100	307,400	342,700	373,700	390,300	448,300	527,500	
71	253,600	308,700	343,600	374,200	391,000	448,800	528,600	
72	254,100	310,000	344,500	374,700	391,600	449,300	529,700	
73	254,700	311,100	345,200	375,200	392,200	449,900	530,600	
74	255,100	312,200	346,000	375,700	392,800	450,500	531,700	
75	255,500	313,400	346,800	376,200	393,500	451,100	532,800	
76	255,900	314,400	347,600	376,700	394,100	451,400	533,900	
77	256,300	315,400	348,400	377,200	394,700	451,700	535,000	
78	256,700	316,500	349,000	377,700	395,300	452,200	536,200	
79	257,000	317,700	349,600	378,200	396,000	452,700	537,300	
80	257,300	318,700	350,100	378,700	396,600	453,100	538,400	
81	257,600	319,700	350,700	379,200	397,200	453,500	539,400	
82	257,900	320,700	351,200	379,700	397,900	453,900		
83	258,400	321,700	351,700	380,200	398,300	454,400		
84	258,800	322,500	352,200	380,600	398,900	454,900		

55	232,200	276,900	315,300	357,000	373,100	432,400	511,800	603,200
56	233,000	278,800	317,100	358,100	374,400	433,200	512,500	604,000
57	233,800	280,700	319,000	359,100	375,600	433,900	513,300	604,800
58	234,500	282,300	320,900	360,300	376,600	434,800	514,000	605,600
59	235,200	283,900	322,800	361,400	377,600	435,600	514,700	606,400
60	236,000	285,400	324,700	362,500	378,600	436,500	515,400	607,200
61	236,700	286,900	326,600	363,600	379,500	437,200	516,000	608,000
62	237,400	288,400	328,400	364,400	380,400	438,000	516,700	
63	238,200	289,900	330,100	365,100	381,300	438,800	517,400	
64	238,900	291,400	331,800	365,800	382,200	439,600	518,100	
65	239,600	292,900	333,400	366,500	382,900	440,400	518,700	
66	240,300	294,600	334,500	367,100	383,500	441,200	519,400	
67	241,000	296,300	335,500	367,700	384,200	442,000	520,100	
68	241,800	297,900	336,500	368,300	384,900	442,800	520,800	
69	242,500	299,600	337,600	368,900	385,500	443,400	521,400	
70	243,100	301,200	338,500	369,500	386,100	443,800	522,500	
71	243,800	302,800	339,400	370,000	386,800	444,300	523,600	
72	244,500	304,300	340,300	370,500	387,500	444,800	524,700	
73	245,200	305,600	341,000	371,000	388,100	445,400	525,600	
74	245,800	306,800	341,800	371,500	388,700	446,000	526,700	
75	246,300	308,200	342,600	372,000	389,400	446,600	527,800	
76	246,800	309,600	343,400	372,500	390,100	446,900	528,900	
77	247,300	311,000	344,200	373,000	390,700	447,200	530,000	
78	247,800	312,400	344,800	373,500	391,300	447,700	531,200	
79	248,200	313,800	345,400	374,000	392,000	448,200	532,300	
80	248,600	315,000	345,900	374,500	392,600	448,600	533,400	
81	249,000	316,100	346,500	375,000	393,300	449,000	534,400	
82	249,500	317,100	347,000	375,500	394,000	449,400		
83	250,000	318,100	347,500	376,000	394,500	449,900		
84	250,400	319,000	348,000	376,400	395,100	450,400		

85	259,200	323,300	352,700	381,000	399,400	455,300
86	259,700	324,000	353,100	381,400	400,000	455,700
87	260,200	324,700	353,400	381,800	400,600	456,100
88	260,700	325,300	353,700	382,200	401,200	456,500
89	261,100	326,000	354,000	382,600	401,800	456,900
90	261,600	326,700	354,300	383,000	402,400	457,300
91	262,100	327,300	354,600	383,400	402,900	457,700
92	262,600	327,800	354,900	383,700	403,400	458,100
93	263,000	328,400	355,200	384,000	403,800	458,400
94		328,900	355,500	384,400	404,300	459,100
95		329,400	355,800	384,800	404,700	459,800
96		329,900	356,100	385,100	405,200	460,500
97		330,400	356,400	385,400	405,600	461,300
98		330,800	356,600	385,800	406,000	462,100
99		331,300	356,900	386,200	406,300	462,900
100		331,800	357,200	386,500	406,700	463,700
101		332,300	357,400	386,800	407,100	464,600
102			357,700	387,200	407,500	
103			358,000	387,500	407,800	
104			358,200	387,800	408,200	
105			358,400	388,100	408,500	
106			358,700	388,400	408,900	
107			359,000	388,700	409,200	
108			359,200	389,000	409,600	
109			359,400	389,200	409,800	
110			359,700	389,500	410,200	
111			359,900	389,800	410,500	
112			360,100	390,000	410,900	
113			360,300	390,200	411,100	
114			360,600	390,400	411,500	

85	250,800	319,800	348,500	376,800	395,700	450,800
86	251,300	320,500	348,900	377,200	396,300	451,200
87	251,800	321,200	349,200	377,600	397,000	451,600
88	252,300	321,800	349,500	378,000	397,600	452,000
89	252,700	322,500	349,800	378,400	398,300	452,400
90	253,200	323,200	350,100	378,800	398,900	452,800
91	253,700	323,800	350,400	379,200	399,500	453,200
92	254,200	324,300	350,700	379,500	400,000	453,600
93	254,600	324,900	351,000	379,800	400,500	453,900
94		325,400	351,300	380,200	401,000	454,600
95		325,900	351,600	380,600	401,500	455,300
96		326,400	351,900	380,900	402,000	456,000
97		326,900	352,200	381,200	402,500	456,800
98		327,400	352,400	381,600	402,900	457,600
99		327,900	352,700	382,000	403,300	458,400
100		328,400	353,000	382,300	403,700	459,200
101		328,900	353,200	382,600	404,200	460,100
102			353,500	383,000	404,600	
103			353,800	383,300	405,000	
104			354,000	383,600	405,400	
105			354,200	383,900	405,800	
106			354,500	384,200	406,200	
107			354,800	384,500	406,600	
108			355,000	384,800	407,000	
109			355,200	385,000	407,300	
110			355,500	385,300	407,700	
111			355,700	385,600	408,100	
112			355,900	385,800	408,500	
113			356,100	386,000	408,800	
114			356,400	386,200	409,200	

115			360,800	390,600	411,800				
116			361,000	390,800	412,200				
117			361,200	391,000	412,400				
118			361,400	391,200	412,800				
119			361,600	391,400	413,100				
120			361,800	391,600	413,400				
121			362,000	391,800	413,600				
122			362,200						
123			362,400						
124			362,600						
125			362,800						
126			363,000						
127			363,200						
128			363,300						
129			363,400						
130			363,600						
131			363,800						
132			363,900						
133			364,000						
134			364,200						
135			364,400						
136			364,500						
137			364,600						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,900	210,700	257,800	291,400	309,000 (332,400 ) (386,400 )	366,200	416,700	450,700	

備考

115			356,600	386,400	409,600				
116			356,800	386,600	410,000				
117			357,000	386,800	410,300				
118			357,200	387,000	410,700				
119			357,400	387,200	411,100				
120			357,600	387,400	411,500				
121			357,800	387,600	411,800				
122			358,000						
123			358,200						
124			358,400						
125			358,600						
126			358,800						
127			359,000						
128			359,100						
129			359,200						
130			359,400						
131			359,600						
132			359,700						
133			359,800						
134			360,000						
135			360,200						
136			360,300						
137			360,400						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
					304,500 (327,900 ) (381,900 )				
	184,500	207,300	253,600	287,200		361,700	411,700	445,300	

備考

1 [略]

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

3 [略]

別表第2 企業職給料表(第4条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員		円	円	円	円	円
	1	172,400	176,500	229,500	260,500	275,600
	2	173,500	177,600	231,600	262,300	277,400
	3	174,600	178,700	233,700	264,100	279,200
	4	175,700	179,800	235,800	265,900	281,000
	5	176,700	180,800	237,700	267,500	282,900
	6	177,800	181,900	239,500	269,200	284,700
	7	178,900	183,000	241,300	270,900	286,600
	8	180,000	184,100	243,100	272,500	288,500
	9	181,000	185,100	244,900	274,100	290,400
	10	182,100	186,200	245,900	275,500	291,800
	11	183,200	187,300	246,900	276,800	293,300
	12	184,300	188,400	248,000	278,100	294,700
	13	185,300	189,700	249,000	279,500	296,000
	14	186,400	190,900	250,100	281,000	297,200
	15	187,500	192,000	251,200	282,400	298,500
	16	188,600	193,100	252,300	283,700	299,700
	17	189,700	194,200	253,500	285,100	301,000
	18	190,900	195,500	254,600	286,500	302,600
	19	192,000	196,800	255,600	287,800	304,100
	20	193,100	198,100	256,600	289,100	305,700
21	194,200	199,500	257,600	290,300	307,300	

1 [略]

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に5,000円をそれぞれ加算した額とする。

3 [略]

別表第2 企業職給料表(第4条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員		円	円	円	円	円
	1	151,000	155,100	210,300	246,100	262,400
	2	152,100	156,200	212,400	247,900	264,200
	3	153,200	157,300	214,500	249,700	266,000
	4	154,300	158,400	216,600	251,500	267,800
	5	155,300	159,400	218,500	253,200	269,700
	6	156,400	160,500	220,300	254,900	271,500
	7	157,500	161,600	222,100	256,600	273,400
	8	158,600	162,700	223,900	258,300	275,300
	9	159,600	163,700	225,700	259,900	277,200
	10	160,700	164,800	227,200	261,600	279,000
	11	161,800	165,900	228,600	263,300	280,800
	12	162,900	167,000	230,000	265,000	282,600
	13	163,900	168,300	231,400	266,700	284,400
	14	165,000	169,500	232,900	268,500	285,900
	15	166,100	170,600	234,400	270,300	287,400
	16	167,200	171,700	235,900	272,100	288,900
	17	168,300	172,800	237,400	273,900	290,500
	18	169,500	174,100	238,900	275,500	292,500
	19	170,600	175,400	240,300	277,100	294,400
	20	171,700	176,700	241,700	278,700	296,300
21	172,800	178,100	243,000	280,200	298,100	

22	195,500	201,200	258,700	291,800	308,900	22	174,100	179,500	244,300	282,000	300,000
23	196,800	203,000	259,800	293,300	310,500	23	175,400	180,900	245,600	283,900	301,800
24	198,100	204,800	260,900	294,800	312,100	24	176,700	182,300	246,900	285,700	303,600
25	199,500	206,600	262,100	296,400	313,800	25	178,100	183,800	248,200	287,500	305,500
26	201,200	208,600	263,400	297,900	315,500	26	179,500	185,400	249,600	289,200	307,500
27	203,000	210,600	264,800	299,400	317,200	27	180,900	187,000	251,000	290,900	309,400
28	204,800	212,600	266,100	300,900	318,800	28	182,300	188,600	252,400	292,600	311,300
29	206,600	214,600	267,400	302,500	320,500	29	183,800	190,200	253,700	294,400	313,200
30	208,600	216,600	268,700	303,900	322,000	30	185,400	191,800	255,300	296,100	315,000
31	210,600	218,500	269,900	305,200	323,500	31	187,000	193,400	256,900	297,800	316,800
32	212,600	220,500	271,100	306,600	325,000	32	188,600	195,000	258,500	299,400	318,600
33	214,600	222,500	272,200	308,000	326,600	33	190,200	196,500	259,900	301,100	320,400
34	216,600	224,000	273,500	309,400	327,900	34	191,800	198,200	261,600	302,800	321,900
35	218,500	225,300	274,800	310,800	329,200	35	193,400	199,600	263,300	304,400	323,400
36	220,500	226,600	276,100	312,200	330,500	36	195,000	201,000	265,000	306,000	325,000
37	222,500	227,800	277,400	313,800	331,800	37	196,500	202,400	266,500	307,800	326,600
38	223,900	228,800	278,800	315,300	333,100	38	198,000	203,900	268,300	309,600	328,100
39	225,200	229,800	280,100	316,800	334,400	39	199,500	205,400	269,900	311,300	329,700
40	226,500	230,800	281,400	318,300	335,700	40	201,000	206,900	271,500	313,000	331,300
41	227,800	231,900	282,600	319,700	337,000	41	202,400	208,400	273,100	314,700	332,900
42	228,800	233,400	283,900	321,100	338,700	42	203,900	210,300	274,600	316,400	334,600
43	229,800	234,900	285,200	322,500	340,400	43	205,400	212,200	276,200	318,100	336,300
44	230,800	236,400	286,600	323,900	342,000	44	206,900	214,100	277,800	319,800	337,900
45	231,900	237,700	288,000	325,400	343,600	45	208,400	216,000	279,400	321,400	339,500
46	232,500	239,000	289,400	326,900	345,000	46	209,400	217,600	281,100	323,000	340,900
47	233,100	240,200	290,800	328,400	346,200	47	210,400	219,100	282,800	324,500	342,200
48	233,700	241,300	292,200	329,900	347,500	48	211,400	220,600	284,400	326,000	343,500
49	234,300	242,400	293,600	331,400	348,800	49	212,300	222,100	286,100	327,500	344,800
50	234,600	243,200	295,000	333,000	350,200	50	213,000	223,400	287,800	329,100	346,200
51	234,900	244,000	296,600	334,400	351,500	51	213,700	224,800	289,500	330,500	347,500

52	235,200	244,700	298,000	335,800	352,900	52	214,400	226,200	291,100	331,900	348,900
53	235,400	245,500	299,400	337,300	354,200	53	215,000	227,700	292,800	333,400	350,200
54	235,800	246,400	300,700	338,500	355,400	54	215,900	229,100	294,400	334,600	351,400
55	236,200	247,300	302,100	339,700	356,600	55	216,800	230,500	296,000	335,800	352,600
56	236,600	248,200	303,500	340,900	357,700	56	217,700	231,900	297,600	337,000	353,700
57	237,100	249,200	304,900	342,000	358,700	57	218,600	233,600	299,200	338,100	354,700
58	237,200	250,500	306,400	343,200	359,500	58	219,300	235,200	300,900	339,300	355,500
59	237,400	251,700	307,800	344,300	360,300	59	220,100	236,800	302,600	340,400	356,300
60	237,600	252,900	309,200	345,400	361,100	60	220,900	238,400	304,200	341,500	357,100
61	237,800	254,000	310,500	346,500	361,800	61	221,700	239,800	305,800	342,600	357,800
62	237,900	255,200	311,900	347,300	362,500	62	222,400	241,200	307,500	343,400	358,500
63	238,100	256,500	313,300	348,000	363,200	63	223,100	242,600	309,100	344,100	359,200
64	238,200	257,800	314,600	348,700	363,900	64	223,800	244,000	310,700	344,800	359,900
65	238,300	259,100	316,000	349,400	364,500	65	224,500	245,400	312,200	345,500	360,500
66	238,500	260,200	317,500	349,900	365,000	66	225,100	246,600	313,700	346,000	361,000
67	238,700	261,400	318,900	350,400	365,500	67	225,700	247,800	315,100	346,500	361,500
68	238,800	262,500	320,300	350,900	366,000	68	226,300	249,000	316,500	347,000	362,000
69	239,000	263,700	321,800	351,400	366,500	69	227,000	250,200	318,000	347,500	362,500
70	239,300	264,800	323,300	351,800	366,900	70	227,500	251,700	319,500	347,900	363,000
71	239,600	266,000	324,800	352,100	367,400	71	228,000	253,300	321,000	348,200	363,500
72	239,900	267,200	326,300	352,500	367,800	72	228,500	254,900	322,500	348,600	364,000
73	240,100	268,300	327,600	352,900	368,300	73	228,900	256,400	323,800	349,000	364,500
74	240,400	269,500	328,900	353,200	368,800	74	229,300	257,900	325,100	349,400	365,000
75	240,700	270,800	330,200	353,600	369,300	75	229,800	259,500	326,400	349,800	365,500
76	241,000	272,100	331,600	354,000	369,800	76	230,300	261,100	327,800	350,200	366,000
77	241,400	273,200	333,000	354,300	370,200	77	230,800	262,700	329,200	350,500	366,400
78	241,800	274,400	333,600	354,700	370,700	78	231,400	264,300	329,800	350,900	366,900
79	242,100	275,600	334,200	355,100	371,200	79	231,900	265,900	330,400	351,300	367,400
80	242,400	276,900	334,700	355,400	371,600	80	232,500	267,500	330,900	351,600	367,800
81	242,700	278,100	335,200	355,700	372,000	81	233,000	269,000	331,400	351,900	368,200

82	243,100	279,200	335,700	356,000	372,500	82	233,500	270,400	331,900	352,200	368,700
83	243,400	280,400	336,200	356,300	372,900	83	234,000	271,800	332,400	352,500	369,100
84	243,800	281,600	336,600	356,600	373,300	84	234,600	273,200	332,800	352,800	369,500
85	244,100	282,700	337,000	356,900	373,700	85	235,100	274,600	333,200	353,100	369,900
86	244,400	283,900	337,400	357,200	374,000	86	235,400	276,000	333,600	353,400	370,200
87	244,700	285,100	337,800	357,500	374,300	87	235,800	277,400	334,000	353,700	370,500
88	245,000	286,100	338,200	357,700	374,500	88	236,200	278,600	334,400	353,900	370,700
89	245,200	287,200	338,500	357,900	374,800	89	236,600	280,000	334,700	354,100	371,000
90	245,400	288,400	338,800	358,200	375,100	90	236,900	281,400	335,000	354,400	371,300
91	245,600	289,500	339,100	358,400	375,400	91	237,200	282,800	335,300	354,600	371,600
92	245,800	290,600	339,400	358,600	375,600	92	237,500	284,100	335,600	354,800	371,800
93	246,000	291,600	339,600	358,800	375,800	93	237,800	285,400	335,800	355,000	372,000
94	246,200	292,600	339,800	359,000	376,100	94	238,200	286,700	336,000	355,200	372,300
95	246,500	293,500	340,000	359,200	376,300	95	238,500	287,900	336,200	355,400	372,500
96	246,700	294,500	340,200	359,400	376,500	96	238,700	289,100	336,400	355,600	372,700
97	247,000	295,500	340,400	359,600	376,700	97	239,000	290,300	336,600	355,800	372,900
98	247,400	296,500		359,800	377,000	98	239,400	291,400		356,000	373,200
99	247,700	297,500		360,000	377,200	99	239,700	292,600		356,200	373,400
100	248,000	298,400		360,200	377,400	100	240,000	293,800		356,400	373,600
101	248,300	299,200		360,300	377,600	101	240,300	295,000		356,500	373,800
102	248,600	300,100		360,500	377,800	102	240,600	296,200		356,700	374,000
103	248,900	301,000		360,700	378,000	103	240,900	297,300		356,900	374,200
104	249,200	301,900		360,900	378,200	104	241,200	298,300		357,100	374,400
105	249,500	302,800		361,000	378,400	105	241,500	299,400		357,200	374,600
106		303,600		361,200	378,600	106		300,200		357,400	374,800
107		304,400		361,400	378,800	107		301,000		357,600	375,000
108		305,000		361,500	379,000	108		301,700		357,700	375,200
109		305,700		361,600	379,100	109		302,400		357,800	375,300
110		306,300		361,800	379,300	110		303,000		358,000	375,500
111		306,900		361,900	379,500	111		303,600		358,100	375,700

112			307,300		362,000	379,600
113			307,800		362,100	379,700
114			308,300		362,300	
115			308,700		362,400	
116			309,100		362,500	
117			309,600		362,600	
118			310,100			
119			310,600			
120			311,000			
121			311,300			
122			311,600			
123			312,000			
124			312,400			
125			312,800			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		187,600	210,400	257,300	290,900	308,200

備考 [略]

112			304,000		358,200	375,800
113			304,500		358,300	375,900
114			305,000		358,500	
115			305,400		358,600	
116			305,800		358,700	
117			306,300		358,800	
118			306,800			
119			307,300			
120			307,700			
121			308,000			
122			308,400			
123			308,800			
124			309,200			
125			309,600			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		184,400	207,200	253,500	287,100	304,400

備考 [略]

附 則

(施行期日等)

- 第1条 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 この管理規程の規定による改正後の神戸市水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち、令和6年12月1日を基準日とする期末手当等の支給を受けない会計年度任用職員の給料及びこれに相当する報酬は、改正後の給与規程の規定にかかわらず、令和6年11月30日までの間は、なお従前の例による。

(給与等の内払)

- 第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、この管理規程の規定による改正前の神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

神戸市水道告示第25号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の休止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年12月17日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	休止年月日
42204	コンチネント株式会社	三木市志染町青山 2丁目3-7	星村 正幸	令和6年11月1日

神戸市水道告示第26号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年12月17日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
40324	釜崎設備	神戸市西区玉津町新方 188-18	釜崎 鉄一	令和6年12月5日

神戸市交通管理規程第12号

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年12月5日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程

第1条 神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和28年4月6日交通管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第8条の5第1項第2号の表を次のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(支給額及び支給方法)</p> <p>第8条の5 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員が現に受ける給料の月額がその者の年齢に対応する次の表に掲げる金額に達しないときは、その達しない額に相当する額(その額が17,000円を超えるときは、17,000円)を前号に規定する額に加算して支給することができる。この場合において、現に加算を受ける者が昇給</p>	<p style="text-align: center;">(支給額及び支給方法)</p> <p>第8条の5 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員が現に受ける給料の月額がその者の年齢に対応する次の表に掲げる金額に達しないときは、その達しない額に相当する額(その額が17,000円を超えるときは、17,000円)を前号に規定する額に加算して支給することができる。この場合において、現に加算を受ける者が昇給</p>

し、又は年齢が増加して支給額を改定するときは、採用時及び昇給期の7月1日から行うものとする。切替時にも再決定し、給料月額には、給料の調整額を含むものとする。

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
15歳以上	177,800円	22歳2月以上	196,300円	28歳10月以上	226,600円
未滿		23歳未滿		29歳8月未滿	
16歳以上	180,000円	23歳以上	198,900円	29歳8月以上	229,400円
未滿		23歳10月未滿		30歳6月未滿	
17歳以上	182,100円	23歳10月以上	202,400円	30歳6月以上	232,100円
未滿		24歳8月未滿		31歳4月未滿	
18歳以上	184,300円	24歳8月以上	206,400円	31歳4月以上	234,700円
10月未滿		25歳6月未滿		32歳2月未滿	
18歳10月以上	186,400円	25歳6月以上	210,400円	32歳2月以上	236,500円
19歳8月未滿		26歳4月未滿		33歳未滿	
19歳8月以上	188,600円	26歳4月以上	214,600円	33歳以上	237,600円
20歳6月未滿		27歳2月未滿		10月未滿	

し、又は年齢が増加して支給額を改定するときは、採用時及び昇給期の7月1日から行うものとする。切替時にも再決定し、給料月額には、給料の調整額を含むものとする。

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
15歳以上	156,400円	22歳2月以上	174,900円	28歳10月以上	200,300円
未滿		23歳未滿		29歳8月未滿	
16歳以上	158,600円	23歳以上	177,500円	29歳8月以上	203,500円
未滿		23歳10月未滿		30歳6月未滿	
17歳以上	160,700円	23歳10月以上	180,600円	30歳6月以上	206,900円
未滿		24歳8月未滿		31歳4月未滿	
18歳以上	162,900円	24歳8月以上	183,800円	31歳4月以上	210,500円
10月未滿		25歳6月未滿		32歳2月未滿	
18歳10月以上	165,000円	25歳6月以上	187,000円	32歳2月以上	213,000円
19歳8月未滿		26歳4月未滿		33歳未滿	
19歳8月以上	167,200円	26歳4月以上	190,400円	33歳以上	214,800円
20歳6月未滿		27歳2月未滿		10月未滿	

20歳 6 月以上	191, 300 円	27歳 2 月以上	218, 700 円	33歳 10 月以上	238, 600 円	20歳 6 月以上	169, 900 円	27歳 2 月以上	193, 700 円	33歳 10 月以上	216, 600 円
21歳 4 月未満		28歳未 満		34歳 8 月未満		21歳 4 月未満		28歳未 満		34歳 8 月未満	
21歳 4 月以上	193, 900 円	28歳以 上 28歳	222, 900 円	34歳 8 月以上	239, 400 円	21歳 4 月以上	172, 500 円	28歳以 上 28歳	197, 100 円	34歳 8 月以上	218, 200 円
22歳 2 月未満		10月未 満				22歳 2 月未満		10月未 満			
(3)	[略]					(3)	[略]				
(4)	[略]					(4)	[略]				
(5)	[略]					(5)	[略]				
2	[略]					2	[略]				
3	[略]					3	[略]				

別表第1及び別表第2を次のように改める。

改正後										改正前										
別表第1 一般職給料表（第5条関係）										別表第1 一般職給料表（第5条関係）										
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
		給料月額			給料月額	給料月額	給料月額													
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	185,300	208,300	236,900	273,700	284,600	314,200	370,600	480,600	1	163,900	185,300	217,200	258,600	270,700	306,600	365,600	475,200		
	2	186,400	210,400	238,700	275,700	286,700	316,900	373,100	484,200	2	165,000	187,000	219,000	260,600	272,800	309,300	368,100	478,800		
	3	187,500	212,500	240,500	277,700	288,800	319,600	375,600	487,800	3	166,100	188,700	220,800	262,600	274,900	312,000	370,600	482,400		
	4	188,600	214,600	242,200	279,700	290,900	322,300	378,100	491,300	4	167,200	190,400	222,500	264,600	277,000	314,700	373,100	485,900		
	5	189,900	216,600	243,900	281,600	292,800	324,900	380,500	494,800	5	168,500	192,000	224,200	266,500	278,900	317,300	375,500	489,400		
	6	191,300	218,700	245,600	283,500	294,900	327,600	383,700	498,400	6	169,900	193,700	225,900	268,400	281,000	320,000	378,700	493,000		
	7	192,600	220,800	247,300	285,400	297,000	330,400	386,900	502,000	7	171,200	195,400	227,600	270,300	283,100	322,800	381,900	496,600		
	8	193,900	222,900	249,100	287,200	299,200	333,200	390,100	505,600	8	172,500	197,100	229,400	272,200	285,300	325,600	385,100	500,200		
	9	195,000	224,900	250,900	289,100	301,400	335,900	393,300	509,000	9	173,600	198,600	231,200	274,100	287,500	328,300	388,300	503,600		
	10	196,300	226,600	252,100	290,800	303,100	338,700	396,700	512,600	10	174,900	200,300	232,900	276,100	289,600	331,100	391,700	507,200		
	11	197,600	228,000	253,400	292,400	304,800	341,500	400,100	516,200	11	176,200	201,900	234,600	278,100	291,600	333,900	395,100	510,800		
	12	198,900	229,400	254,700	293,900	306,500	344,300	403,500	519,800	12	177,500	203,500	236,200	280,100	293,700	336,700	398,500	514,400		
	13	200,400	230,800	256,000	295,400	308,000	347,100	406,800	523,100	13	179,000	205,100	237,800	281,900	295,600	339,500	401,800	517,700		
	14	202,400	232,100	257,300	297,100	309,400	349,900	410,200	526,800	14	180,600	206,900	239,600	283,900	297,400	342,300	405,200	521,400		
	15	204,400	233,400	258,600	298,700	310,900	352,600	413,600	530,500	15	182,200	208,700	241,400	285,900	299,200	345,000	408,600	525,100		
	16	206,400	234,700	259,900	300,200	312,400	355,300	417,000	534,200	16	183,800	210,500	243,000	287,900	301,000	347,700	412,000	528,800		
	17	208,300	236,000	261,300	301,700	313,800	358,000	420,300	537,800	17	185,300	212,100	244,700	289,800	302,700	350,400	415,300	532,400		
	18	210,400	237,600	262,900	303,200	315,500	360,800	423,800	541,300	18	187,000	214,100	246,600	291,600	304,800	353,200	418,800	535,900		
	19	212,500	239,200	264,300	304,700	317,200	363,500	427,300	544,800	19	188,700	216,100	248,500	293,400	306,900	355,900	422,300	539,400		
	20	214,600	240,800	265,900	306,200	319,000	366,200	430,700	548,300	20	190,400	218,100	250,400	295,200	309,000	358,600	425,700	542,900		
	21	216,600	242,300	267,500	307,800	320,700	368,900	434,100	551,800	21	192,000	220,100	252,300	297,100	311,000	361,300	429,100	546,400		
	22	218,700	243,600	269,300	309,500	322,500	371,400	437,600	555,200	22	193,700	221,700	254,300	299,200	313,100	364,000	432,600	549,800		
	23	220,800	244,800	271,100	311,200	324,300	373,900	441,100	558,500	23	195,400	223,300	256,300	301,300	315,100	366,500	436,100	553,100		
	24	222,900	246,000	272,900	313,000	326,100	376,400	444,600	561,800	24	197,100	224,900	258,300	303,300	317,100	369,000	439,600	556,400		
	25	224,900	247,100	274,700	314,700	328,000	378,700	448,000	564,900	25	198,600	226,400	260,100	305,200	319,200	371,300	443,000	559,500		
	26	226,600	248,000	276,400	316,300	329,900	381,000	451,400	567,900	26	200,300	227,800	261,900	307,100	321,400	373,900	446,400	562,500		
	27	228,000	248,900	278,200	318,100	331,900	383,300	454,700	570,800	27	201,900	229,300	263,700	309,100	323,600	376,500	449,700	565,400		
	28	229,400	249,700	279,900	319,900	333,800	385,500	458,000	573,700	28	203,500	230,800	265,500	311,100	325,800	379,100	453,000	568,300		
	29	230,800	250,500	281,700	321,700	335,700	387,600	461,200	576,500	29	205,100	232,300	267,300	313,100	327,900	381,500	456,200	571,100		
	30	232,100	251,600	283,400	323,300	337,500	389,800	464,400	578,400	30	206,900	233,900	269,300	315,000	330,000	384,000	459,400	573,000		
	31	233,400	252,600	285,000	324,900	339,300	391,900	467,500	580,300	31	208,700	235,500	271,300	317,000	332,200	386,500	462,500	574,900		
	32	234,700	253,600	286,600	326,500	341,100	394,000	470,600	582,200	32	210,500	237,100	273,300	318,900	334,400	388,900	465,600	576,800		
	33	236,000	254,600	288,100	328,100	342,800	396,200	473,700	583,900	33	212,100	238,700	275,100	320,800	336,200	391,300	468,700	578,500		
	34	236,500	256,100	289,600	329,800	344,500	398,700	476,700	585,700	34	213,000	240,500	277,000	322,800	338,200	393,800	471,700	580,300		
	35	237,000	257,500	291,200	331,500	346,200	401,100	479,700	587,500	35	213,900	242,300	279,000	324,700	340,100	396,200	474,700	582,100		
	36	237,600	258,900	292,800	333,200	347,800	403,400	482,700	589,300	36	214,800	244,000	280,900	326,600	342,000	398,500	477,700	583,900		
	37	238,200	260,300	294,300	334,900	349,300	405,500	485,700	591,000	37	215,800	245,700	282,700	328,500	343,800	400,600	480,700	585,600		
	38	238,600	261,800	295,700	336,600	350,800	407,500	488,700	592,200	38	216,600	247,400	284,500	330,500	345,600	402,600	483,700	586,800		
	39	239,000	263,400	297,100	338,300	352,300	409,500	491,700	593,400	39	217,400	249,100	286,200	332,400	347,400	404,600	486,700	588,000		
	40	239,400	265,000	298,500	340,000	353,800	411,500	494,600	594,600	40	218,200	250,800	288,000	334,300	349,200	406,600	489,600	589,200		
	41	239,700	266,500	300,000	341,500	355,300	413,500	497,500	595,700	41	218,900	252,400	289,800	336,200	350,900	408,600	492,500	590,300		
	42	240,200	267,800	301,500	343,200	357,100	415,600	499,800	596,900	42	219,900	253,800	291,600	338,200	352,700	410,700	494,800	591,500		
	43	240,700	269,200	302,800	344,800	358,800	417,600	502,100	598,100	43	220,900	255,200	293,300	340,100	354,400	412,700	497,100	592,700		
	44	241,200	270,500	304,300	346,400	360,500	419,500	504,300	599,300	44	221,900	256,600	295,000	342,000	356,100	414,600	499,300	593,900		
	45	241,600	271,800	305,800	348,100	362,300	421,100	506,200	600,400	45	222,700	257,900	296,700	343,800	357,900	416,200	501,200	595,000		
	46	242,000	273,300	307,400	349,600	363,900	423,000	507,700	601,300	46	223,700	259,800	298,600	345,400	359,500	418,100	502,700	595,900		
	47	242,400	274,800	308,900	351,200	365,300	425,000	509,200	602,200	47	224,700	261,700	300,400	347,000	361,000	420,100	504,200	596,800		
	48	242,800	276,300	310,500	352,700	366,800	426,900	510,700	603,100	48	225,700	263,600	302,200	348,500	362,500	422,000	505,700	597,700		
	49	243,100	277,700	312,100	354,200	368,300	428,700	512,100	603,800	49	226,600	265,400	304,100	350,000	364,000	423,800	507,100	598,400		
	50	243,500	279,200	313,700	355,500	369,900	430,400	512,900	604,600	50	227,600	267,200	306,000	351,300	365,600	425,500	507,900	599,200		
51	244,000	280,800	315,400	356,700	371,400	432,100	513,700	605,400	51	228,600	269,100	307,900	352,500	367,100	427,200	508,700	600,000			

52	244,400	282,400	317,000	357,900	373,000	433,800	514,500	606,200
53	244,800	283,900	318,600	359,100	374,600	435,500	515,400	607,000
54	245,200	285,500	320,200	360,200	376,000	436,400	516,100	607,800
55	245,600	287,000	321,800	361,200	377,400	437,300	516,800	608,600
56	245,900	288,600	323,400	362,300	378,700	438,100	517,500	609,400
57	246,200	290,200	325,100	363,300	379,900	438,800	518,300	610,200
58	246,700	291,500	326,800	364,500	380,900	439,700	519,000	611,000
59	247,200	292,900	328,400	365,600	381,900	440,500	519,700	611,800
60	247,800	294,200	330,000	366,700	382,900	441,400	520,400	612,600
61	248,300	295,400	331,600	367,800	383,800	442,100	521,000	613,400
62	248,800	296,700	333,100	368,600	384,700	442,800	521,700	
63	249,400	297,900	334,600	369,300	385,600	443,500	522,400	
64	250,000	299,200	336,100	370,000	386,500	444,200	523,100	
65	250,600	300,400	337,600	370,700	387,200	444,900	523,700	
66	251,100	301,900	338,700	371,300	387,800	445,700	524,400	
67	251,600	303,300	339,700	371,900	388,500	446,500	525,100	
68	252,100	304,700	340,700	372,500	389,200	447,300	525,800	
69	252,600	306,100	341,800	373,100	389,800	447,900	526,400	
70	253,100	307,400	342,700	373,700	390,300	448,300	527,500	
71	253,600	308,700	343,600	374,200	391,000	448,800	528,600	
72	254,100	310,000	344,500	374,700	391,600	449,300	529,700	
73	254,700	311,100	345,200	375,200	392,200	449,900	530,600	
74	255,100	312,200	346,000	375,700	392,800	450,500	531,700	
75	255,500	313,400	346,800	376,200	393,500	451,100	532,800	
76	255,900	314,400	347,600	376,700	394,100	451,400	533,900	
77	256,300	315,400	348,400	377,200	394,700	451,700	535,000	
78	256,700	316,500	349,000	377,700	395,300	452,200	536,200	
79	257,000	317,700	349,600	378,200	396,000	452,700	537,300	
80	257,300	318,700	350,100	378,700	396,600	453,100	538,400	
81	257,600	319,700	350,700	379,200	397,200	453,500	539,400	
82	257,900	320,700	351,200	379,700	397,900	453,900		
83	258,400	321,700	351,700	380,200	398,300	454,400		
84	258,800	322,500	352,200	380,600	398,900	454,900		
85	259,200	323,300	352,700	381,000	399,400	455,300		
86	259,700	324,000	353,100	381,400	400,000	455,700		
87	260,200	324,700	353,400	381,800	400,600	456,100		
88	260,700	325,300	353,700	382,200	401,200	456,500		
89	261,100	326,000	354,000	382,600	401,800	456,900		
90	261,600	326,700	354,300	383,000	402,400	457,300		
91	262,100	327,300	354,600	383,400	402,900	457,700		
92	262,600	327,800	354,900	383,700	403,400	458,100		
93	263,000	328,400	355,200	384,000	403,800	458,400		
94		328,900	355,500	384,400	404,300	459,100		
95		329,400	355,800	384,800	404,700	459,800		
96		329,900	356,100	385,100	405,200	460,500		
97		330,400	356,400	385,400	405,600	461,300		
98		330,800	356,600	385,800	406,000	462,100		
99		331,300	356,900	386,200	406,300	462,900		
100		331,800	357,200	386,500	406,700	463,700		
101		332,300	357,400	386,800	407,100	464,600		
102			357,700	387,200	407,500			
103			358,000	387,500	407,800			
104			358,200	387,800	408,200			
105			358,400	388,100	408,500			
106			358,700	388,400	408,900			
107			359,000	388,700	409,200			
108			359,200	389,000	409,600			

52	229,600	271,000	309,700	353,700	368,700	428,900	509,500	600,800
53	230,600	273,000	311,600	354,900	370,300	430,600	510,400	601,600
54	231,400	275,000	313,500	356,000	371,700	431,500	511,100	602,400
55	232,200	276,900	315,300	357,000	373,100	432,400	511,800	603,200
56	233,000	278,800	317,100	358,100	374,400	433,200	512,500	604,000
57	233,800	280,700	319,000	359,100	375,600	433,900	513,300	604,800
58	234,500	282,300	320,900	360,300	376,600	434,800	514,000	605,600
59	235,200	283,900	322,800	361,400	377,600	435,600	514,700	606,400
60	236,000	285,400	324,700	362,500	378,600	436,500	515,400	607,200
61	236,700	286,900	326,600	363,600	379,500	437,200	516,000	608,000
62	237,400	288,400	328,400	364,400	380,400	438,000	516,700	
63	238,200	289,900	330,100	365,100	381,300	438,800	517,400	
64	238,900	291,400	331,800	365,800	382,200	439,600	518,100	
65	239,600	292,900	333,400	366,500	382,900	440,400	518,700	
66	240,300	294,600	334,500	367,100	383,500	441,200	519,400	
67	241,000	296,300	335,500	367,700	384,200	442,000	520,100	
68	241,800	297,900	336,500	368,300	384,900	442,800	520,800	
69	242,500	299,600	337,600	368,900	385,500	443,400	521,400	
70	243,100	301,200	338,500	369,500	386,100	443,800	522,500	
71	243,800	302,800	339,400	370,000	386,800	444,300	523,600	
72	244,500	304,300	340,300	370,500	387,500	444,800	524,700	
73	245,200	305,600	341,000	371,000	388,100	445,400	525,600	
74	245,800	306,800	341,800	371,500	388,700	446,000	526,700	
75	246,300	308,200	342,600	372,000	389,400	446,600	527,800	
76	246,800	309,600	343,400	372,500	390,100	446,900	528,900	
77	247,300	311,000	344,200	373,000	390,700	447,200	530,000	
78	247,800	312,400	344,800	373,500	391,300	447,700	531,200	
79	248,200	313,800	345,400	374,000	392,000	448,200	532,300	
80	248,600	315,000	345,900	374,500	392,600	448,600	533,400	
81	249,000	316,100	346,500	375,000	393,300	449,000	534,400	
82	249,500	317,100	347,000	375,500	394,000	449,400		
83	250,000	318,100	347,500	376,000	394,500	449,900		
84	250,400	319,000	348,000	376,400	395,100	450,400		
85	250,800	319,800	348,500	376,800	395,700	450,800		
86	251,300	320,500	348,900	377,200	396,300	451,200		
87	251,800	321,200	349,200	377,600	397,000	451,600		
88	252,300	321,800	349,500	378,000	397,600	452,000		
89	252,700	322,500	349,800	378,400	398,300	452,400		
90	253,200	323,200	350,100	378,800	398,900	452,800		
91	253,700	323,800	350,400	379,200	399,500	453,200		
92	254,200	324,300	350,700	379,500	400,000	453,600		
93	254,600	324,900	351,000	379,800	400,500	453,900		
94		325,400	351,300	380,200	401,000	454,600		
95		325,900	351,600	380,600	401,500	455,300		
96		326,400	351,900	380,900	402,000	456,000		
97		326,900	352,200	381,200	402,500	456,800		
98		327,400	352,400	381,600	402,900	457,600		
99		327,900	352,700	382,000	403,300	458,400		
100		328,400	353,000	382,300	403,700	459,200		
101		328,900	353,200	382,600	404,200	460,100		
102			353,500	383,000	404,600			
103			353,800	383,300	405,000			
104			354,000	383,600	405,400			
105			354,200	383,900	405,800			
106			354,500	384,200	406,200			
107			354,800	384,500	406,600			
108			355,000	384,800	407,000			

109			359,400	389,200	409,800				
110			359,700	389,500	410,200				
111			359,900	389,800	410,500				
112			360,100	390,000	410,900				
113			360,300	390,200	411,100				
114			360,600	390,400	411,500				
115			360,800	390,600	411,800				
116			361,000	390,800	412,200				
117			361,200	391,000	412,400				
118			361,400	391,200	412,800				
119			361,600	391,400	413,100				
120			361,800	391,600	413,400				
121			362,000	391,800	413,600				
122			362,200						
123			362,400						
124			362,600						
125			362,800						
126			363,000						
127			363,200						
128			363,300						
129			363,400						
130			363,600						
131			363,800						
132			363,900						
133			364,000						
134			364,200						
135			364,400						
136			364,500						
137			364,600						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
		187,900	210,700	257,800	291,400	309,000 (332,400) (386,400)	366,200	416,700	450,700

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

109			355,200	385,000	407,300				
110			355,500	385,300	407,700				
111			355,700	385,600	408,100				
112			355,900	385,800	408,500				
113			356,100	386,000	408,800				
114			356,400	386,200	409,200				
115			356,600	386,400	409,600				
116			356,800	386,600	410,000				
117			357,000	386,800	410,300				
118			357,200	387,000	410,700				
119			357,400	387,200	411,100				
120			357,600	387,400	411,500				
121			357,800	387,600	411,800				
122			358,000						
123			358,200						
124			358,400						
125			358,600						
126			358,800						
127			359,000						
128			359,100						
129			359,200						
130			359,400						
131			359,600						
132			359,700						
133			359,800						
134			360,000						
135			360,200						
136			360,300						
137			360,400						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
		184,500	207,300	253,600	287,200	304,500 (327,900) (381,900)	361,700	411,700	445,300

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に5,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

改正後							改正前						
別表第2 現業職給料表(第5条関係)							別表第2 現業職給料表(第5条関係)						
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員	1	172,400	176,500	229,500	260,500	275,600	地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員	1	151,000	155,100	210,300	246,100	262,400
	2	173,500	177,600	231,600	262,300	277,400		2	152,100	156,200	212,400	247,900	264,200
	3	174,600	178,700	233,700	264,100	279,200		3	153,200	157,300	214,500	249,700	266,000
	4	175,700	179,800	235,800	265,900	281,000		4	154,300	158,400	216,600	251,500	267,800
	5	176,700	180,800	237,700	267,500	282,900		5	155,300	159,400	218,500	253,200	269,700
	6	177,800	181,900	239,500	269,200	284,700		6	156,400	160,500	220,300	254,900	271,500
	7	178,900	183,000	241,300	270,900	286,600		7	157,500	161,600	222,100	256,600	273,400
	8	180,000	184,100	243,100	272,500	288,500		8	158,600	162,700	223,900	258,300	275,300
	9	181,000	185,100	244,900	274,100	290,400		9	159,600	163,700	225,700	259,900	277,200
	10	182,100	186,200	245,900	275,500	291,800		10	160,700	164,800	227,200	261,600	279,000
	11	183,200	187,300	246,900	276,800	293,300		11	161,800	165,900	228,600	263,300	280,800
	12	184,300	188,400	248,000	278,100	294,700		12	162,900	167,000	230,000	265,000	282,600
	13	185,300	189,700	249,000	279,500	296,000		13	163,900	168,300	231,400	266,700	284,400
	14	186,400	190,900	250,100	281,000	297,200		14	165,000	169,500	232,900	268,500	285,900
	15	187,500	192,000	251,200	282,400	298,500		15	166,100	170,600	234,400	270,300	287,400
	16	188,600	193,100	252,300	283,700	299,700		16	167,200	171,700	235,900	272,100	288,900
	17	189,700	194,200	253,500	285,100	301,000		17	168,300	172,800	237,400	273,900	290,500
	18	190,900	195,500	254,600	286,500	302,600		18	169,500	174,100	238,900	275,500	292,500
	19	192,000	196,800	255,600	287,800	304,100		19	170,600	175,400	240,300	277,100	294,400
	20	193,100	198,100	256,600	289,100	305,700		20	171,700	176,700	241,700	278,700	296,300
	21	194,200	199,500	257,600	290,300	307,300		21	172,800	178,100	243,000	280,200	298,100
	22	195,500	201,200	258,700	291,800	308,900		22	174,100	179,500	244,300	282,000	300,000
	23	196,800	203,000	259,800	293,300	310,500		23	175,400	180,900	245,600	283,900	301,800
	24	198,100	204,800	260,900	294,800	312,100		24	176,700	182,300	246,900	285,700	303,600
	25	199,500	206,600	262,100	296,400	313,800		25	178,100	183,800	248,200	287,500	305,500
	26	201,200	208,600	263,400	297,900	315,500		26	179,500	185,400	249,600	289,200	307,500
	27	203,000	210,600	264,800	299,400	317,200		27	180,900	187,000	251,000	290,900	309,400
	28	204,800	212,600	266,100	300,900	318,800		28	182,300	188,600	252,400	292,600	311,300
	29	206,600	214,600	267,400	302,500	320,500		29	183,800	190,200	253,700	294,400	313,200
	30	208,600	216,600	268,700	303,900	322,000		30	185,400	191,800	255,300	296,100	315,000
	31	210,600	218,500	269,900	305,200	323,500		31	187,000	193,400	256,900	297,800	316,800
	32	212,600	220,500	271,100	306,600	325,000		32	188,600	195,000	258,500	299,400	318,600
	33	214,600	222,500	272,200	308,000	326,600		33	190,200	196,500	259,900	301,100	320,400
	34	216,600	224,000	273,500	309,400	327,900		34	191,800	198,200	261,600	302,800	321,900
	35	218,500	225,300	274,800	310,800	329,200		35	193,400	199,600	263,300	304,400	323,400
	36	220,500	226,600	276,100	312,200	330,500		36	195,000	201,000	265,000	306,000	325,000
	37	222,500	227,800	277,400	313,800	331,800		37	196,500	202,400	266,500	307,800	326,600
	38	223,900	228,800	278,800	315,300	333,100		38	198,000	203,900	268,300	309,600	328,100
	39	225,200	229,800	280,100	316,800	334,400		39	199,500	205,400	269,900	311,300	329,700
	40	226,500	230,800	281,400	318,300	335,700		40	201,000	206,900	271,500	313,000	331,300
	41	227,800	231,900	282,600	319,700	337,000		41	202,400	208,400	273,100	314,700	332,900
	42	228,800	233,400	283,900	321,100	338,700		42	203,900	210,300	274,600	316,400	334,600
	43	229,800	234,900	285,200	322,500	340,400		43	205,400	212,200	276,200	318,100	336,300
	44	230,800	236,400	286,600	323,900	342,000		44	206,900	214,100	277,800	319,800	337,900
	45	231,900	237,700	288,000	325,400	343,600		45	208,400	216,000	279,400	321,400	339,500
	46	232,500	239,000	289,400	326,900	345,000		46	209,400	217,600	281,100	323,000	340,900
	47	233,100	240,200	290,800	328,400	346,200		47	210,400	219,100	282,800	324,500	342,200
	48	233,700	241,300	292,200	329,900	347,500		48	211,400	220,600	284,400	326,000	343,500
	49	234,300	242,400	293,600	331,400	348,800		49	212,300	222,100	286,100	327,500	344,800
	50	234,600	243,200	295,000	333,000	350,200		50	213,000	223,400	287,800	329,100	346,200

51	234,900	244,000	296,600	334,400	351,500	51	213,700	224,800	289,500	330,500	347,500
52	235,200	244,700	298,000	335,800	352,900	52	214,400	226,200	291,100	331,900	348,900
53	235,400	245,500	299,400	337,300	354,200	53	215,000	227,700	292,800	333,400	350,200
54	235,800	246,400	300,700	338,500	355,400	54	215,900	229,100	294,400	334,600	351,400
55	236,200	247,300	302,100	339,700	356,600	55	216,800	230,500	296,000	335,800	352,600
56	236,600	248,200	303,500	340,900	357,700	56	217,700	231,900	297,600	337,000	353,700
57	237,100	249,200	304,900	342,000	358,700	57	218,600	233,600	299,200	338,100	354,700
58	237,200	250,500	306,400	343,200	359,500	58	219,300	235,200	300,900	339,300	355,500
59	237,400	251,700	307,800	344,300	360,300	59	220,100	236,800	302,600	340,400	356,300
60	237,600	252,900	309,200	345,400	361,100	60	220,900	238,400	304,200	341,500	357,100
61	237,800	254,000	310,500	346,500	361,800	61	221,700	239,800	305,800	342,600	357,800
62	237,900	255,200	311,900	347,300	362,500	62	222,400	241,200	307,500	343,400	358,500
63	238,100	256,500	313,300	348,000	363,200	63	223,100	242,600	309,100	344,100	359,200
64	238,200	257,800	314,600	348,700	363,900	64	223,800	244,000	310,700	344,800	359,900
65	238,300	259,100	316,000	349,400	364,500	65	224,500	245,400	312,200	345,500	360,500
66	238,500	260,200	317,500	349,900	365,000	66	225,100	246,600	313,700	346,000	361,000
67	238,700	261,400	318,900	350,400	365,500	67	225,700	247,800	315,100	346,500	361,500
68	238,800	262,500	320,300	350,900	366,000	68	226,300	249,000	316,500	347,000	362,000
69	239,000	263,700	321,800	351,400	366,500	69	227,000	250,200	318,000	347,500	362,500
70	239,300	264,800	323,300	351,800	366,900	70	227,500	251,700	319,500	347,900	363,000
71	239,600	266,000	324,800	352,100	367,400	71	228,000	253,300	321,000	348,200	363,500
72	239,900	267,200	326,300	352,500	367,800	72	228,500	254,900	322,500	348,600	364,000
73	240,100	268,300	327,600	352,900	368,300	73	228,900	256,400	323,800	349,000	364,500
74	240,400	269,500	328,900	353,200	368,800	74	229,300	257,900	325,100	349,400	365,000
75	240,700	270,800	330,200	353,600	369,300	75	229,800	259,500	326,400	349,800	365,500
76	241,000	272,100	331,600	354,000	369,800	76	230,300	261,100	327,800	350,200	366,000
77	241,400	273,200	333,000	354,300	370,200	77	230,800	262,700	329,200	350,500	366,400
78	241,800	274,400	333,600	354,700	370,700	78	231,400	264,300	329,800	350,900	366,900
79	242,100	275,600	334,200	355,100	371,200	79	231,900	265,900	330,400	351,300	367,400
80	242,400	276,900	334,700	355,400	371,600	80	232,500	267,500	330,900	351,600	367,800
81	242,700	278,100	335,200	355,700	372,000	81	233,000	269,000	331,400	351,900	368,200
82	243,100	279,200	335,700	356,000	372,500	82	233,500	270,400	331,900	352,200	368,700
83	243,400	280,400	336,200	356,300	372,900	83	234,000	271,800	332,400	352,500	369,100
84	243,800	281,600	336,600	356,600	373,300	84	234,600	273,200	332,800	352,800	369,500
85	244,100	282,700	337,000	356,900	373,700	85	235,100	274,600	333,200	353,100	369,900
86	244,400	283,900	337,400	357,200	374,000	86	235,400	276,000	333,600	353,400	370,200
87	244,700	285,100	337,800	357,500	374,300	87	235,800	277,400	334,000	353,700	370,500
88	245,000	286,100	338,200	357,700	374,500	88	236,200	278,600	334,400	353,900	370,700
89	245,200	287,200	338,500	357,900	374,800	89	236,600	280,000	334,700	354,100	371,000
90	245,400	288,400	338,800	358,200	375,100	90	236,900	281,400	335,000	354,400	371,300
91	245,600	289,500	339,100	358,400	375,400	91	237,200	282,800	335,300	354,600	371,600
92	245,800	290,600	339,400	358,600	375,600	92	237,500	284,100	335,600	354,800	371,800
93	246,000	291,600	339,600	358,800	375,800	93	237,800	285,400	335,800	355,000	372,000
94	246,200	292,600	339,800	359,000	376,100	94	238,200	286,700	336,000	355,200	372,300
95	246,500	293,500	340,000	359,200	376,300	95	238,500	287,900	336,200	355,400	372,500
96	246,700	294,500	340,200	359,400	376,500	96	238,700	289,100	336,400	355,600	372,700
97	247,000	295,500	340,400	359,600	376,700	97	239,000	290,300	336,600	355,800	372,900
98	247,400	296,500		359,800	377,000	98	239,400	291,400		356,000	373,200
99	247,700	297,500		360,000	377,200	99	239,700	292,600		356,200	373,400
100	248,000	298,400		360,200	377,400	100	240,000	293,800		356,400	373,600
101	248,300	299,200		360,300	377,600	101	240,300	295,000		356,500	373,800
102	248,600	300,100		360,500	377,800	102	240,600	296,200		356,700	374,000
103	248,900	301,000		360,700	378,000	103	240,900	297,300		356,900	374,200
104	249,200	301,900		360,900	378,200	104	241,200	298,300		357,100	374,400
105	249,500	302,800		361,000	378,400	105	241,500	299,400		357,200	374,600
106		303,600		361,200	378,600	106		300,200		357,400	374,800
107		304,400		361,400	378,800	107		301,000		357,600	375,000

	108		305,000		361,500	379,000		108		301,700		357,700	375,200	
	109		305,700		361,600	379,100		109		302,400		357,800	375,300	
	110		306,300		361,800	379,300		110		303,000		358,000	375,500	
	111		306,900		361,900	379,500		111		303,600		358,100	375,700	
	112		307,300		362,000	379,600		112		304,000		358,200	375,800	
	113		307,800		362,100	379,700		113		304,500		358,300	375,900	
	114		308,300		362,300			114		305,000		358,500		
	115		308,700		362,400			115		305,400		358,600		
	116		309,100		362,500			116		305,800		358,700		
	117		309,600		362,600			117		306,300		358,800		
	118		310,100					118		306,800				
	119		310,600					119		307,300				
	120		311,000					120		307,700				
	121		311,300					121		308,000				
	122		311,600					122		308,400				
	123		312,000					123		308,800				
	124		312,400					124		309,200				
	125		312,800					125		309,600				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円				184,400	207,200	253,500	287,100	304,400
		187,600	210,400	257,300	290,900	308,200								

(企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の特殊勤務手当に関する規程(平成19年3月30日交規程第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(災害待機手当)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2 前項の勤務に従事する者には、次の各号に掲げる勤務に従事する時間の区分に応じ、当該各号に定める金額を支給する。</p> <p>(1) 1時間以上3時間未満 <u>2,900</u> 円</p> <p>(2) 3時間以上5時間未満 <u>4,450</u> 円</p> <p>(3) 5時間以上7時間未満 <u>6,050</u> 円</p> <p>(4) 7時間以上 <u>6,800円</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>(災害待機手当)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2 前項の勤務に従事する者には、次の各号に掲げる勤務に従事する時間の区分に応じ、当該各号に定める金額を支給する。</p> <p>(1) 1時間以上3時間未満 2,800 円</p> <p>(2) 3時間以上5時間未満 4,350 円</p> <p>(3) 5時間以上7時間未満 5,900 円</p> <p>(4) 7時間以上 6,600円</p> <p>3 [略]</p>

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和7年1月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

3 令和6年12月1日を基準日とする期末手当等の支給を受けない会計年度任用職員の給料及びこれに相当する報酬は、改正後の給与規程の規定にかかわらず、令和6年11月30日までの間は、なお従前の例による。

(給与等の内払)

第3条 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(施行細目の委任)

第4条 前条に定めるもののほか、第1条の規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

神戸市選告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和6年12月6日

神戸市選挙管理委員会

委員長 安達和彦

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,744</u>
2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>206,192</u>
3 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>254,644</u>
4 神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
東灘区	<u>57,275</u>
灘区	<u>36,021</u>
中央区	<u>37,155</u>
兵庫区	<u>30,179</u>
北区	<u>58,780</u>
長田区	<u>25,610</u>
須磨区	<u>43,556</u>
垂水区	<u>58,714</u>
西区	<u>65,097</u>

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則及び初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月9日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第5号

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則及び初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則(昭和32年12月人委規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(地域手当)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職員が現に受ける給料(条例第10条の4の規定による調整額を含む。)の月額がその者の年齢に対応する次の表に掲げる金額に達しないときは、条例第8条の2第4項の規定に基づき、その達しない額に相当する額(その額が17,000円を超えるときは、17,000円)を同条第2項に</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職員が現に受ける給料(条例第10条の4の規定による調整額を含む。)の月額がその者の年齢に対応する次の表に掲げる金額に達しないときは、条例第8条の2第4項の規定に基づき、その達しない額に相当する額(その額が17,000円を超えるときは、17,000円)を同条第2項に</p>

規定する額に加算して支給することができる。この場合において、現に加算を受ける者が昇給し、又は年齢が増加して支給額を改定するときは、それぞれその者が昇給し、又は年齢が増加した日以後における7月1日から行うものとする。

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
15歳以上16歳未満	$\frac{177,800}{\text{円}}$	22歳2月以上23歳未満	$\frac{196,300}{\text{円}}$	28歳10月以上29歳8月未満	$\frac{226,600}{\text{円}}$
16歳以上17歳未満	$\frac{180,000}{\text{円}}$	23歳以上23歳10月未満	$\frac{198,900}{\text{円}}$	29歳8月以上30歳6月未満	$\frac{229,400}{\text{円}}$
17歳以上18歳未満	$\frac{182,100}{\text{円}}$	23歳10月以上24歳8月未満	$\frac{202,400}{\text{円}}$	30歳6月以上31歳4月未満	$\frac{232,100}{\text{円}}$
18歳以上18歳10月未満	$\frac{184,300}{\text{円}}$	24歳8月以上25歳6月未満	$\frac{206,400}{\text{円}}$	31歳4月以上32歳2月未満	$\frac{234,700}{\text{円}}$
18歳10月以上19歳8月未満	$\frac{186,400}{\text{円}}$	25歳6月以上26歳4月未満	$\frac{210,400}{\text{円}}$	32歳2月以上33歳未満	$\frac{236,500}{\text{円}}$
19歳8月以上20歳6月未満	$\frac{188,600}{\text{円}}$	26歳4月以上27歳2月未満	$\frac{214,600}{\text{円}}$	33歳以上33歳10月未満	$\frac{237,600}{\text{円}}$

規定する額に加算して支給することができる。この場合において、現に加算を受ける者が昇給し、又は年齢が増加して支給額を改定するときは、それぞれその者が昇給し、又は年齢が増加した日以後における7月1日から行うものとする。

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
15歳以上16歳未満	$\frac{156,400}{\text{円}}$	22歳2月以上23歳未満	$\frac{174,900}{\text{円}}$	28歳10月以上29歳8月未満	$\frac{200,300}{\text{円}}$
16歳以上17歳未満	$\frac{158,600}{\text{円}}$	23歳以上23歳10月未満	$\frac{177,500}{\text{円}}$	29歳8月以上30歳6月未満	$\frac{203,500}{\text{円}}$
17歳以上18歳未満	$\frac{160,700}{\text{円}}$	23歳10月以上24歳8月未満	$\frac{180,600}{\text{円}}$	30歳6月以上31歳4月未満	$\frac{206,900}{\text{円}}$
18歳以上18歳10月未満	$\frac{162,900}{\text{円}}$	24歳8月以上25歳6月未満	$\frac{183,800}{\text{円}}$	31歳4月以上32歳2月未満	$\frac{210,500}{\text{円}}$
18歳10月以上19歳8月未満	$\frac{165,000}{\text{円}}$	25歳6月以上26歳4月未満	$\frac{187,000}{\text{円}}$	32歳2月以上33歳未満	$\frac{213,000}{\text{円}}$
19歳8月以上20歳6月未満	$\frac{167,200}{\text{円}}$	26歳4月以上27歳2月未満	$\frac{190,400}{\text{円}}$	33歳以上33歳10月未満	$\frac{214,800}{\text{円}}$

20歳6 月以上 21歳4 月未満	<u>191,</u> <u>300</u> 円	27歳 2月 以上 28歳 未満	<u>218,</u> <u>700</u> 円	33歳 10月 以上 34歳 8月 未満	<u>238,</u> <u>600</u> 円	20歳6 月以上 21歳4 月未満	<u>169,</u> <u>900</u> 円	27歳 2月 以上 28歳 未満	<u>193,</u> <u>700</u> 円	33歳 10月 以上 34歳 8月 未満	<u>216,</u> <u>600</u> 円
21歳4 月以上 22歳2 月未満	<u>193,</u> <u>900</u> 円	28歳 以上 28歳 10月 未満	<u>222,</u> <u>900</u> 円	34歳 8月 以上	<u>239,</u> <u>400</u> 円	21歳4 月以上 22歳2 月未満	<u>172,</u> <u>500</u> 円	28歳 以上 28歳 10月 未満	<u>197,</u> <u>100</u> 円	34歳 8月 以上	<u>218,</u> <u>200</u> 円

4～5 [略]

別表（第5条の3関係）

ア 教育職給料表(2)

職 務 の 級	調整額
1 級	8,900円。ただし、1号給にあつては <u>8,244円</u> 、2号給にあつては <u>8,293円</u> 、3号給にあつては <u>8,343円</u> 、4号給にあつては <u>8,392円</u> 、5号給にあつては <u>8,446円</u> 、6号給にあつては <u>8,509円</u> 、7号給にあつては <u>8,572円</u> 、8号給にあつては <u>8,635円</u> 、9号給にあつては <u>8,694円</u> 、10号給にあつては <u>8,793円</u> 、11号給にあつては <u>8,887円</u>
2 級	10,900円。ただし、1号給にあつては <u>9,999円</u> 、2号給にあつては

4～5 [略]

別表（第5条の3関係）

ア 教育職給料表(2)

職 務 の 級	調整額
1 級	8,700円。ただし、1号給にあつては <u>7,222円</u> 、2号給にあつては <u>7,272円</u> 、3号給にあつては <u>7,321円</u> 、4号給にあつては <u>7,371円</u> 、5号給にあつては <u>7,425円</u> 、6号給にあつては <u>7,488円</u> 、7号給にあつては <u>7,551円</u> 、8号給にあつては <u>7,614円</u> 、9号給にあつては <u>7,672円</u> 、10号給にあつては <u>7,735円</u> 、11号給にあつては <u>7,798円</u> 、12号給にあつては <u>7,861円</u> 、13号給にあつては <u>7,924円</u> 、14号給にあつては <u>7,996円</u> 、15号給にあつては <u>8,068円</u> 、16号給にあつては <u>8,145円</u> 、17号給にあつては <u>8,217円</u> 、18号給にあつては <u>8,293円</u> 、19号給にあつては <u>8,370円</u> 、20号給にあつては <u>8,446円</u> 、21号給にあつては <u>8,518円</u> 、22号給にあつては <u>8,599円</u> 、23号給にあつては <u>8,680円</u>
2 級	10,700円。ただし、1号給にあつては <u>8,802円</u> 、2号給にあつては

	10,080円、3号給にあつては <u>10,165円</u> 、4号給にあつては <u>10,251円</u> 、5号給にあつては <u>10,336円</u> 、6号給にあつては <u>10,422円</u> 、7号給にあつては <u>10,507円</u> 、8号給にあつては <u>10,593円</u> 、9号給にあつては <u>10,683円</u> 、10号給にあつては <u>10,764円</u> 、11号給にあつては <u>10,845円</u>
3級	<u>11,300円</u>
4級	<u>11,700円</u>
5級	<u>12,600円</u>

イ 教育職給料表(3)

職務の級	調整額
1級	8,400円。ただし、1号給にあつては <u>8,221円</u> 、2号給にあつては <u>8,280円</u> 、3号給にあつては <u>8,338円</u> 、4号給にあつては <u>8,397円</u>

	8,883円、3号給にあつては <u>8,968円</u> 、4号給にあつては <u>9,054円</u> 、5号給にあつては <u>9,139円</u> 、6号給にあつては <u>9,225円</u> 、7号給にあつては <u>9,310円</u> 、8号給にあつては <u>9,396円</u> 、9号給にあつては <u>9,486円</u> 、10号給にあつては <u>9,571円</u> 、11号給にあつては <u>9,657円</u> 、12号給にあつては <u>9,742円</u> 、13号給にあつては <u>9,823円</u> 、14号給にあつては <u>9,904円</u> 、15号給にあつては <u>9,981円</u> 、16号給にあつては <u>10,057円</u> 、17号給にあつては <u>10,138円</u> 、18号給にあつては <u>10,201円</u> 、19号給にあつては <u>10,264円</u> 、20号給にあつては <u>10,327円</u> 、21号給にあつては <u>10,390円</u> 、22号給にあつては <u>10,480円</u> 、23号給にあつては <u>10,570円</u> 、24号給にあつては <u>10,660円</u>
3級	<u>11,000円</u>
4級	<u>11,500円</u>
5級	<u>12,500円</u>

イ 教育職給料表(3)

職務の級	調整額
1級	8,000円。ただし、1号給にあつては <u>7,200円</u> 、2号給にあつては <u>7,258円</u> 、3号給にあつては <u>7,317円</u> 、4号給にあつては <u>7,375円</u> 、5号給にあつては <u>7,429円</u> 、6号給にあつては <u>7,488円</u> 、7号給にあつては <u>7,546円</u> 、8号給にあつては <u>7,609円</u> 、9号給にあつては

2 級	10,200円。ただし、1号給にあつては <u>9,220円</u> 、2号給にあつては <u>9,301円</u> 、3号給にあつては <u>9,382円</u> 、4号給にあつては <u>9,463円</u> 、5号給にあつては <u>9,535円</u> 、6号給にあつては <u>9,634円</u> 、7号給にあつては <u>9,733円</u> 、8号給にあつては <u>9,828円</u> 、9号給にあつては <u>9,927円</u> 、10号給にあつては <u>10,021円</u> 、11号給にあつては <u>10,116円</u>
3 級	<u>11,300円</u>

ウ 教育職給料表(5)

職務の級	調整額
1 級	<u>8,700円</u>

	7,663円、10号給にあつては7,722円、11号給にあつては7,785円、12号給にあつては7,843円、13号給にあつては7,906円、14号給にあつては7,978円
2 級	9,900円。ただし、1号給にあつては <u>7,992円</u> 、2号給にあつては <u>8,073円</u> 、3号給にあつては <u>8,154円</u> 、4号給にあつては <u>8,235円</u> 、5号給にあつては <u>8,307円</u> 、6号給にあつては <u>8,392円</u> 、7号給にあつては <u>8,478円</u> 、8号給にあつては <u>8,559円</u> 、9号給にあつては <u>8,649円</u> 、10号給にあつては <u>8,730円</u> 、11号給にあつては <u>8,811円</u> 、12号給にあつては <u>8,892円</u> 、13号給にあつては <u>8,977円</u> 、14号給にあつては <u>9,045円</u> 、15号給にあつては <u>9,112円</u> 、16号給にあつては <u>9,180円</u> 、17号給にあつては <u>9,247円</u> 、18号給にあつては <u>9,333円</u> 、19号給にあつては <u>9,414円</u> 、20号給にあつては <u>9,490円</u> 、21号給にあつては <u>9,576円</u> 、22号給にあつては <u>9,643円</u> 、23号給にあつては <u>9,711円</u> 、24号給にあつては <u>9,778円</u> 、25号給にあつては <u>9,846円</u>
3 級	<u>11,100円</u>

ウ 教育職給料表(5)

職務の級	調整額
1 級	8,400円。ただし、1号給にあつては7,857円、2号給にあつては7,924円、3号給にあつては7,996円、4号給にあつては8,064円、5号給にあつては8,140円、6号

			給にあつては8,226円、7号給にあつては8,307円、8号給にあつては8,392円
2級	11,000円。ただし、1号給にあつては <u>9,819円</u> 、2号給にあつては <u>9,927円</u> 、3号給にあつては <u>10,035円</u> 、4号給にあつては <u>10,138円</u> 、5号給にあつては <u>10,246円</u> 、6号給にあつては <u>10,359円</u> 、7号給にあつては <u>10,467円</u> 、8号給にあつては <u>10,575円</u> 、9号給にあつては <u>10,683円</u> 、10号給にあつては <u>10,755円</u> 、11号給にあつては <u>10,831円</u> 、12号給にあつては <u>10,908円</u> 、13号給にあつては <u>10,975円</u>	2級	11,000円。ただし、1号給にあつては <u>8,590円</u> 、2号給にあつては <u>8,685円</u> 、3号給にあつては <u>8,779円</u> 、4号給にあつては <u>8,874円</u> 、5号給にあつては <u>8,968円</u> 、6号給にあつては <u>9,067円</u> 、7号給にあつては <u>9,162円</u> 、8号給にあつては <u>9,256円</u> 、9号給にあつては <u>9,355円</u> 、10号給にあつては <u>9,463円</u> 、11号給にあつては <u>9,571円</u> 、12号給にあつては <u>9,675円</u> 、13号給にあつては <u>9,778円</u> 、14号給にあつては <u>9,850円</u> 、15号給にあつては <u>9,922円</u> 、16号給にあつては <u>9,994円</u> 、17号給にあつては <u>10,071円</u> 、18号給にあつては <u>10,120円</u> 、19号給にあつては <u>10,170円</u> 、20号給にあつては <u>10,219円</u> 、21号給にあつては <u>10,269円</u> 、22号給にあつては <u>10,345円</u> 、23号給にあつては <u>10,422円</u> 、24号給にあつては <u>10,494円</u> 、25号給にあつては <u>10,561円</u> 、26号給にあつては <u>10,647円</u> 、27号給にあつては <u>10,732円</u> 、28号給にあつては <u>10,818円</u> 、29号給にあつては <u>10,903円</u>
3級	<u>11,500円</u>	3級	<u>11,400円</u>
4級	<u>11,900円</u>	4級	<u>11,800円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和37年3月人委規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び

第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表 医師等支給額表(第6条関係)		別表 医師等支給額表(第6条関係)	
期間の区分	支給月額	期間の区分	支給月額
	円		円
16年未満	252,400	16年未満	251,700
16年以上17年未満	249,800	16年以上17年未満	249,100
17年以上18年未満	247,200	17年以上18年未満	246,500
18年以上19年未満	244,600	18年以上19年未満	243,900
19年以上20年未満	242,000	19年以上20年未満	241,300
20年以上21年未満	239,400	20年以上21年未満	238,700
21年以上22年未満	228,700	21年以上22年未満	227,300
22年以上23年未満	217,200	22年以上23年未満	215,400
23年以上24年未満	205,700	23年以上24年未満	203,400
24年以上25年未満	194,200	24年以上25年未満	191,600
25年以上26年未満	182,700	25年以上26年未満	179,800
26年以上27年未満	168,700	26年以上27年未満	165,400
27年以上28年未満	154,700	27年以上28年未満	151,100
28年以上29年未満	140,700	28年以上29年未満	136,800
29年以上30年未満	126,400	29年以上30年未満	122,500
30年以上31年未満	111,900	30年以上31年未満	107,500
31年以上32年未満	97,400	31年以上32年未満	92,700
32年以上33年未満	82,200	32年以上33年未満	77,500
33年以上34年未満	64,200	33年以上34年未満	59,500

34年以上35年未満	46,200	34年以上35年未満	41,100
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則及び初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。